

令和元年度

包括外部監査報告書

及び報告書に添えて提出する意見

国民健康保険特別会計の事務の執行について

令和2年3月

郡山市包括外部監査人
上 石 三 好

《 目 次 》

第1部	包括外部監査の概要	1
第2部	全般的事項	4
1	国民健康保険の概要	4
2	各保険者の比較	6
3	国民健康保険被保険者世帯主の職業	7
4	郡山市及び福島県の被保険者の年齢別内訳	8
5	保険税の構成	9
6	郡山市国民健康保険特別会計 財務情報	10
7	国民健康保険制度運営改善のために取り組むべき事項	14
8	郡山市の取り組み	15
9	国民健康保険制度の方向性	19
第3部	課税について	20
1	課税制度について	20
2	郡山市国民健康保険税条例（昭和40年7月24日郡山市条例第134号）の概要	23
3	保険税の算定	24
4	所得金額について	27
5	青色申告制度	39
6	保険税の賦課特例措置	41
7	保険税の軽減	42
8	保険税の減免	48
第4部	給付について	50
1	療養の給付を受ける場合の一部負担金	50
2	国民健康保険の70歳～74歳の現役並み所得者について	51
3	国民健康保険診療報酬の支払いについて	54
4	退職者医療制度	55

5	決算と国保連合会の請求	56
6	保険請求の過誤	60
7	出産育児一時金	61
8	葬祭費	63
9	高額療養費	64
第5部 徴収について		75
1	郡山市の保険税に係る徴収概要	75
2	平成30年度国民健康保険税収納対策事業	76
3	徴収業務の手続き及び監査手続き	78
4	滞納	85

第 1 部 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

国民健康保険特別会計の事務の執行について

(2) 監査対象部局

市民部 国民健康保険課 国保税収納課

(3) 監査の範囲

平成 30 年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

3 監査テーマの選定理由

少子高齢化にともない、年金や医療、介護などの社会保障費用は急激に増加しており、現在では国・地方の財政の大きな部分を占めている。その一方で、経済の成熟化によって、かつてのような高い経済成長率が望めなくなったことから、税収は歳出に対して大幅に不足しており、現在では国の歳入の約 3 分の 1 を借金（国債の発行）に頼るという厳しい状況になっている。

「社会保障と税の一体改革」は、社会保障制度を財政的にも仕組みの的にも安定させることで、だれもが安心して利用できるようにするための改革である。令和元年 10 月 1 日からの消費税率の引上げによる増収分を全て社会保障に充て、高齢者も、子どもも、現役世代も、将来世代も、みんなが安心して生活できる、活気ある社会の流れをつくるものである。

今まで市町村が国民健康保険制度の運営主体となっていたが、平成 30 年 4 月から県も運営に協力するようになった。

これらを踏まえて、「国民健康保険特別会計事務」を選定し、制度内容とその事務処理の妥当性などについて監査を行った。

4 包括外部監査の実施期間

令和元年 7 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

上 石 三 好（公認会計士）

(2) 補助者

鈴 木 一 徳（公認会計士）

比 佐 善 宣（公認会計士）

田 中 亮（公認会計士）

阿 部 哲（公認会計士）

村 上 芳 文（公認会計士・弁護士）

半 沢 裕 子

6 監査の方法

(1) 監査の視点

① 課税の内容と妥当性

② 給付の内容と妥当性

高額療養費の制度の内容と給付の妥当性

③ 徴収の内容と不納欠損の妥当性

(2) 監査手続

① 課税について

全体件数 43,088 件（平成 30 年 9 月 30 日現在）中、100 件のサンプルを抽出し、国民健康保険賦課台帳の内容を確認した。

なお、所得は市民税の課税台帳も必要に応じて確認した。

肉用牛の売却による所得などがある場合は別途賦課台帳を確認した。

サンプルの一部については、平成 31 年度分も確認した。

② 給付について

レセプトの過誤について、サンプルを確認した。

高額療養費の事後申請について、申請書、医療費の領収書、限度額を確認した。また、事前申請について、申請書を確認した。

貸付制度について、滞納保険税の回収状況を確認した。

出産育児一時金、葬祭費を確認した。

③ 徴収について

滞納者リストから 11,646 件中 100 件のサンプルの滞納金及び延滞金を確認した。

延滞金の計算の妥当性を確認した。

滞納額の大きい上位 10 件について、滞納理由、市の回収手続きを確認した。

欠損処分について、稟議書等の確認をした。

(3) 監査の経緯

国民健康保険税は、毎年 7 月に納付書を発行し 10 月 1 日に国民健康保険被保険者証が更新される。このため、担当課は繁忙期にあたるため、また、私どもも補助者の関係から 8 月、9 月も監査をする必要があったことから、国保税の賦課については 8 月に 100 件のサンプルを抽出しその他必要な賦課台帳を入手した。その後徴収についても 100 件のサンプルを抽出した。給付については 8 月、9 月に資料を入手していた。令和元年 10 月の台風 19 号の被災で担当課が忙しい状況になった。

7 包括外部監査の結果

国民健康保険特別会計の事務の執行について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・・・・1 件

意見・・・・・・3 件

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

10 略称について

「国民健康保険税」は、郡山市国民健康保険条例において「保険税」というとされているため、本書においても「保険税」とする。

第2部 全般的事項

1 国民健康保険の概要

国民健康保険制度は、近年、低所得者や高齢で医療の必要が高い人が多く加入しているといった構造的な問題を抱えており、制度の持続性を確保するための対応が必要とされていた。こうした背景を踏まえ、国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定化を図るため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が2015（平成27）年に成立した。同法に基づく国保改革では、財政支援の拡充により財政基盤を強化することと、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことの2つが大きな柱となる。

厚生労働省の「我が国の医療保険について」によると次のとおりである。

(1) 市町村国保の概要

- ・ 市町村国保とは、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする、国民皆保険制度の基礎である。
- ・ 被保険者数：約3,182万人
～昭和30年代は農林水産業者、自営業者が中心 → 現在は非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める。
～平均年齢：51.9歳（平成27年9月末）
- ・ 保険料：全国平均で、一人当たり年額11.0万円（平成27年度）
～実際の保険料は、各市町村が医療費水準等を勘案して定めている。
※ また、各都道府県内の全市町村は、財政の安定化や医療費水準・保険料水準の平準化のため、医療費を共同で負担する事業（保険財政共同安定化事業）を実施している。

(2) 国民健康保険以外の被用者保険の概要

加入者は、適用事業所に使用される者及びその被扶養者等

- ・ 適用事業所…国、地方公共団体、法人事業所、又は土木・建築、医療等の強制適用業種である従業員5人以上の個人事業所
- ・ 使用される者…所定労働時間、所定労働日数が当該事業所で同種の業務に従事する通常の就業者と比べて、概ね3/4以上の者
※ 平成28年10月より、従業員501人以上の企業（適用拡大前の基準で算定）について、①週20時間以上、②月額賃金8.8万円（年収106万円）以上、③勤務期間一年以上見込み、の要件を満たす者（学生は適用除外）に適用拡大。

協会けんぽ（全国健康保険協会）

健康保険法に基づき、自らは健康保険組合の設立が困難である中・小規模事業所の従業員とその家族が加入できるよう、設立された保険者

都道府県支部ごとに保険料率を設定（平成 28 年度平均：10.0%）

加入者数：3,716 万人（平成 28 年 3 月末）

（被保険者 2,158 万人、被扶養者 1,559 万人）

健康保険組合

健康保険法に基づき、健康保険事業を行う公法人（平成 28 年 3 月末：1,405 組合）

- ・単一組合：1 企業により組織された組合（被保険者数：700 人以上）
- ・総合組合：同種同業の事業主等で組織された組合（被保険者数：3,000 人以上）

それぞれの組合で保険料水準は異なる（平成 27 年度：平均 9.0%）

加入者数：2,914 万人（平成 28 年 3 月末）

（被保険者 1,581 万人、被扶養者 1,332 万人）

※健保組合が解散すると、当該健保組合の被保険者等は協会けんぽに加入することとなり、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割を果たしている。

共済組合

共済各法に基づき、国家公務員や地方公務員、私立学校教職員等を対象として設立された被保険者（平成 26 年 3 月末現在：85 組合）

それぞれの組合で保険料率水準は異なる（平成 25 年度平均：国共済 8.2%、地共済 9.4%、私学共済 7.4%）

加入者数：877 万人、被扶養者 450 万人）

2 各保険者の比較

厚生労働省保険局の第 111 回社会保障審議会医療保険部会資料によると、各保険者の比較は次のとおりである。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (H28年3月末)	1,716	1	1,405	85	47
加入者数 (H28年4月末)	3,182万人 (1,941万世帯)	3,716万人 (被保険者2,158万人 被扶養者1,559万人)	2,914万人 (被保険者1,581万人 被扶養者1,332万人)	877万人 (被保険者450万人 被扶養者427万人)	1,624万人
加入者平均年齢 (H27年度)	51.9歳	36.9歳	34.6歳	33.1歳	82.3歳
65～74歳の割合 (H27年度)	39.5%	6.4%	3.1%	1.5%	2.2%(※1)
加入者一人当たり 医療費(H27年度)	35.0万円	17.4万円	15.4万円	15.7万円	94.9万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (H27年度)	84万円 一世帯当たり 140万円(※3)	145万円 一世帯当たり(※3) 249万円	211万円 一世帯当たり(※3) 387万円	235万円 一世帯当たり(※3) 456万円	80万円

(※1)一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※2)市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金控除を差引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬月額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3)被保険者一人当たりの金額を表す。

比較表から明らかであるが、市町村国保の実態としては構造的な問題として、低所得者、高齢で医療の必要が高い人が多い状況である。

3 国民健康保険被保険者世帯主の職業

厚生労働省保険局の国民健康保険実態調査報告（平成 29 年）によると、世帯主（75 歳未満）の職業別世帯数構成割合の年次推移（市町村・擬制世帯を除く）の平成 29 年度及び昭和 40 年度は下記のとおりである。

	平成 29 年度	昭和 40 年度
農林水産業	2.3%	42.1%
その他の自営業	15.6%	25.4%
被用者	32.7%	19.5%
その他の職業	4.1%	6.4%
無職	45.3%	6.6%
計	100%	100%

国民健康保険は、以前は農林水産業や自営業の人が加入するものと考えられていたが、今は無職と被用者（社会保険に加入しない給与所得者）が多くなり、農林水産業の加入者は 2.3%である。

農林水産業は、それだけでは生活できず給与所得者として国保の被用者になったり、社会保険に加入したりしていると思われる。

無職の人は大部分が年金生活者である。国民年金だけなら現在満額で年間 780,100 円であるので仕事を続けないと生活が苦しい状況だと思われる。

4 郡山市及び福島県の被保険者の年齢別内訳

平成 30 年度国民健康保険実態調査報告（厚生労働省保険局）都道府県別被保険者数、年齢階級別被保険者等数、所得（旧ただし書き方式による課税標準額）の状況によると、郡山市の被保険者数は 68,033 人となっており、福島県の被保険者数は 59 で、被保険者数は 427,553 人である。

年齢別内訳は次のとおりである。

	郡山市		福島県	
年齢(歳)	被保険者数(人)	構成率(%)	被保険者数(人)	構成率(%)
0 ～ 4	1,325	1.9%	7,080	1.7%
5 ～ 9	1,414	2.1%	8,223	1.9%
10 ～ 14	1,578	2.3%	9,891	2.3%
15 ～ 19	2,026	3.0%	12,062	2.8%
20 ～ 24	2,223	3.3%	11,449	2.7%
25 ～ 29	2,196	3.2%	11,004	2.6%
30 ～ 34	2,549	3.7%	13,806	3.2%
35 ～ 39	2,978	4.4%	16,429	3.8%
40 ～ 44	3,253	4.8%	18,774	4.4%
45 ～ 49	3,515	5.2%	20,341	4.8%
50 ～ 54	3,513	5.2%	20,769	4.9%
55 ～ 59	4,354	6.4%	28,115	6.6%
60 ～ 64	8,080	11.9%	55,638	13.0%
65 ～ 69	15,389	22.6%	104,399	24.4%
70 ～ 74	13,640	20.0%	89,573	21.0%
計	68,033	100.0%	427,553	100.0%
60 ～ 74	37,109	54.5%	249,610	58.4%

※被保険者一人当たりの保険税の課税標準額は 587 千円とある。

郡山市の場合、60 歳以上 75 歳未満の者が 37,109 人と全体の 54.5%を占めている。このうち国民健康保険に加入していた者が高齢化した場合もあるが、被用者保険に加入していて定年退職などによって国民健康保険に加入し、無職となっている者が多いと思われる。

5 保険税の構成

応能割…各人の負担能力に応じて賦課するもの
 所得割
 資産割

応益割…世帯や被保険者の人数に対して賦課するもの
 均等割（1人毎）
 平等割（世帯毎）

郡山市は資産割を採用していない

厚生労働省の「平成30年度国民健康保険料の動向の取りまとめ」によると、県内で資産割を採用しているのは9市のうちでは相馬市のみで、町村では50町村のうち4町村のみである。

厚生労働省公表の「都道府県の算出による国保改革前後の保険料等の動向の取りまとめ」によると、郡山市と資産割を採用している市町村の平成30年度の一人当たり保険料必要額及び均等割額、平等割額は次のとおりである。

市町村	一人当たり 保険料必要額	均等割	平等割
郡山市	91,188 円	35,800 円	28,400 円
相馬市	109,355 円	25,700 円	32,700 円
桧枝岐村	62,663 円	28,620 円	26,040 円
金山町	93,615 円	34,000 円	25,000 円
富岡町	98,753 円	47,700 円	35,200 円
川内村	102,029 円	44,900 円	37,900 円

資産割導入市町村と大きな差はない。

＜国民健康保険料と保険税＞

国民健康保険に加入すると、国民健康保険料または保険税が課される。郡山市では、保険税により徴収を行っている。

	国民健康保険料	保険税
保険給付	どちらも市区町村に保険料（税）として納めるものであり、受けられる医療等も同じ	
根拠法令	国民健康保険法	地方税法
徴収権の消滅時効	2年（国民健康保険法 110 条）	5年（地方税法 18 条）
滞納差押えの場合の 弁済優先順位	住民税及び抵当権のあと	住民税と同じ
過去の滞納分の遡及 賦課可能期間	最大 2 年 （国民健康保険法 110 条）	最大 3 年 （地方税法 17 条の 5）

6 郡山市国民健康保険特別会計 財務情報

(1) 行政コスト計算書

(単位: 千円)

勘定科目		2016 年度	2017 年度 (A)	2018 年度 (B)	差額 (B-A)
行政 収入	保険料	7,081,988	6,548,005	6,039,657	▲508,348
	国庫支出金	8,446,732	8,757,120	8,284	▲8,748,836
	県支出金	1,858,284	1,693,510	20,627,291	18,933,780
	分担金及び負担金	16,647,904	16,172,514	0	▲16,172,514
	その他の行政収入	188,742	211,754	169,479	▲42,275
行政収入 小計(a)		34,223,650	33,382,903	26,844,711	▲6,538,192
行政 費用	人件費	363,928	354,511	362,914	8,403
	うち時間外勤務 手当	15,166	19,243	14,645	▲4,598
	物件費	261,278	345,192	303,202	▲41,989
	うち委託料	76,352	146,436	91,367	▲55,069
	扶助費	220,346	214,841	213,165	▲1,677
	補助費等	35,634,000	34,847,725	28,550,975	▲6,296,749
	減価償却費	85,072	7,654	7,654	0
	不納欠損引当金繰 入額	281,028	234,508	198,826	▲35,682
	賞与・退職手当引 当金繰入額	81,015	27,606	75,438	47,832
行政費用 小計(b)		36,926,666	36,032,037	29,712,174	▲6,319,863
行政収支差額 (a-b)=(c)		▲2,703,017	▲2,649,133	▲2,867,463	▲218,330
金融収入(d)		410	411	491	81
金融費用(e)		157	107	57	▲51
金融収支差額 (d-e)=(f)		253	304	435	131
通常収支差額 (c+f)=(g)		▲2,702,764	▲2,648,830	▲2,867,028	▲218,198
特別収入 小計(h)		32,653	13,359	449	▲12,910
特別費用 小計(i)		42,326	56,472	58,365	1,892
特別収支差額 (h-i)=(j)		▲9,673	▲43,114	▲57,916	▲14,803
当期収支差額 (g+j)=(k)		▲2,712,437	▲2,691,943	▲2,924,945	▲233,001
一般会計繰入金(l)		2,673,274	2,607,300	2,487,375	▲119,925
一般会計繰出金(m)		▲29,421	▲27,536	▲26,387	1,149
再計(k+l+m)		▲68,584	▲112,179	▲463,956	▲351,777

(注) 金額のない科目は省略

行政コスト計算書は前記のとおりであるが、国保改革により市は保険料を徴収し、県が算定した国民健康保険事業納付金を補助費等として県に支払い、納付に必要な額は県支出金として行政収入となり、補助費等保険納付金として行政費用となる。

保険料は 6,039,657 千円

一般被保険者	5,997,609 千円
退職被保険者等	42,048 千円
計	6,039,657 千円

退職被保険者とは、会社などを退職し、現在、老齢(退職)年金を受給している人が 65 歳になるまでの間加入する、退職者医療制度の被保険者等である。

保険料 6,039,957 千円は市が算定した金額であるが、県が算定した国民健康保険事業納付金は 7,964,363 千円である。その差は 1,924,406 千円あり、保険料より 32%高くなっている。

保険給付費は 20,153,333 千円と、保険料は約 3 分の 1 である。

被保険者の減少により、保険料は減少している。

県支出金と補助金等の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

県支出金	
保険給付費	
一般被保険者療養給付費	17,191,679
退職被保険者等療養給付費	152,116
一般被保険者療養費	187,531
退職被保険者等療養費	1,362
一般被保険者高額療養費	2,412,946
退職被保険者等高額療養費	29,355
小計	19,974,989
診療報酬審査支払手数料	59,242
出産育児一時支給費	97,834
葬祭費支給費	20,450
その他	818
計	20,153,333
その他	473,958
合計	20,627,291

補助費等 保険給付費	20,153,333
国民健康保険事業給付金	7,964,363
その他	433,279
合計	28,550,975

(2) 貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	2017 年度 A	2018 年度 B	差額 B-A
【資産の部】			
流動資産	4,099,544	3,012,047	▲1,087,497
現金預金	1,134,830	230,790	▲904,040
未収金	3,292,465	3,059,659	▲232,805
不納欠損引当金	▲327,751	▲278,402	49,349
固定資産	488,790	1,157,860	669,070
事業用資産	0	0	0
インフラ資産	0	0	0
その他の固定資産	488,790	1,157,860	669,070
資産の部合計	4,588,334	4,169,907	▲418,427
【負債及び純資産の部】			
流動負債	58,214	55,231	▲2,983
還付未済金	22,882	20,319	▲2,563
賞与引当金	27,606	28,610	1,004
その他の流動負債	7,726	6,302	▲1,424
固定負債	287,010	314,679	27,669
退職手当引当金	282,587	308,572	25,985
その他の固定負債	4,423	6,107	1,684
負債の部合計	345,224	369,910	24,686
純資産	4,243,110	3,799,997	▲443,113
純資産の部合計	4,243,110	3,799,997	▲443,113
負債及び純資産の部合計	4,588,334	4,169,907	▲418,427

(注) 金額のない科目は省略

未収金の動きは次のとおりである。

(単位：千円)

	保険税	その他	計
期首残高(2017 年)	3,228,791	63,674	3,292,465
収納額	▲575,694	▲54,498	▲630,192
不納欠損発生金	▲248,175	—	▲248,175
発生	645,561	—	645,561
期末残高(2018 年)	3,050,483	9,176	3,059,659

不納欠損引当金の動きは次のとおりである。

(単位：千円)

期首残高(2017 年)	▲327,751
不納欠損額	248,175
不納欠損引当金繰入額	▲198,826
期末残高(2018 年)	▲278,402

その他の固定資産は特定目的基金の増である。

(単位：千円)

期首残高(2017 年)	411,018
当期増加	667,329
期末残高(2018 年)	1,078,347

この結果、現預金が減少している。

7 国民健康保険制度運営改善のために取り組むべき事項

財務情報を分析したが、制度運営上非常に厳しい状況にあり、今後さらに厳しい状況になることが予想される。

このため、改善策として次の取り組みを検討すべきと思われる。

(1) 低所得者

社会に貢献していただくために労働環境を整備する。

(2) 医療を必要としない高齢者

それまでの会社で培った能力を生かし働くことも良いし、新たな仕事を見つけて働くことも良いと思われる。

年金で老後を楽しく送りたいと思われているが、高齢者も働いて年金の他に給料をとり、その分の消費をして周りの商店街を明るくする必要がある。

社会問題として高齢化社会と言われるが、高齢者が生産活動をしなからであり、生産活動をして給料を稼ぎ、高齢者も生活に困らず世の中に貢献するため、働く意欲を持つ必要がある。

高齢者が働く場を作って、高齢者も貢献できる社会を作る必要がある。

(3) 高齢で医療の必要が高い人

- ① 自己負担割合を引き上げる。
- ② 病気をしないよう元気な体づくりをする。
- ③ 医療機関等に不要不急の受診をしないよう医学知識を修得する。

(4) 医療機関等

- ① 療養費の削減
 - ・ 医師間の分業体制の確保
 - ・ 医師から介護士等への権限移譲
 - ・ ジェネリック医薬品の利用を推進
- ② 自由診療の促進
 - ・ 保険医療に縛られない医師の能力、裁量を十分に発揮する体制を構築する。

8 郡山市の取り組み

(1) 予防・健康づくりについて

- ① 平成 30 年度の厚生労働白書によると、予防・健康づくりについて次のようにある。

第 2 部「現下の政策課題への対応」

第 7 章「国民が安心できる持続可能な医療・介護の実現」

第 3 節「安定的で持続可能な医療保険制度の実現」

2 予防・健康づくりと医療費適正化

(1) 予防・健康づくり

保険者は、予防・健康づくりに向けた取組みを行っており、レセプト・健診情報等のデータを活用したデータヘルスなどを進めている。2018（平成 30）年度からは、各保険者が策定する第 2 期データヘルス計画（2018 年度から 2023 年度までの 6 年間の計画）が開始するため、国としてもデータヘルスポータルサイトの活用等による支援を行っていく。

- ② 郡山市は、平成 30 年 4 月に「郡山市国民健康保険保健事業実施計画」第二期データヘルス計画（2018 年度～2023 年度）を策定している。

No.	事業名	事業目的	事業概要
1	特定健康診査事業	特定健康診査受診者数の増加	40～74 歳の加入者を対象として行う特定健康診査の受診率を、中核市の最高受診率である 40%台を目標にし、目標到達のための事業計画及び実施と、未受診者への受診勧奨についてより効率的・効果的に実施する。
2	特定保健指導事業	生活習慣病該当者及び予備群の減少	特定健康診査の結果から対象者を選定して、「動機付け支援」「積極的支援」を実施。対象者には、健診結果通知に特定保健指導利用券を同封し特定保健指導の利用を促しているほか、未利用者勧奨通知や訪問指導を実施する。
3	糖尿病・糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症患者の病気進行阻止	特定健康診査の検査値とレセプトデータから対象者を特定し、正しい生活習慣を身に付けられるように専門職より対象者に保健指導を行う。
4	医療機関未受診者勧奨事業	健診結果異常値を放置している対象者の医療機関受診	特定健康診査の受診後、その結果に異常値があるにも関わらず医療機関受診が確認できない対象者を特定し、通知書を送付することで受診勧奨を行うほか、希望者への保健指導や訪問指導等を実施する。

5	重複・頻回 保健指導 事業	重複・頻回受 診者数、重複 服薬者数の減 少	レセプトから医療機関への重複・頻回受診及 び重複服薬の対象者を選別、保健指導により 適切な医療機関の受診等を促す。
6	薬剤併用 禁忌防止 事業	薬剤併用禁忌 の発生件数減 少	レセプトデータから、薬剤併用禁忌の発生状 況を把握する。薬剤併用禁忌の対象者リスト を作成し、医師会等へ情報提供を行う。
7	ジェネリ ック医薬 品差額通 知事業	ジェネリック 医薬品の普及 率向上	レセプトデータから、ジェネリック医薬品の 使用率が低く、ジェネリック医薬品への切り 替えによる薬剤費軽減額が一定以上の対象 者を特定する。通知書を対象者に送付するこ とで、ジェネリック医薬品への切り替えを促 す。
8	ロコモテ ィブシン ドローム 啓発・予防 事業	ロコモティブ シンドローム の周知率向上	ジェネリック医薬品差額通知は生活習慣病 を含めた慢性疾患を中心に通知され、疾病に 罹患している高齢者が対象に含まれ、介護の リスクが高い者と考えられることから、ジェ ネリック医薬品差額通知発送時に、ロコモテ ィブシンドロームの啓發文書を同封し発送 する。
9	COPD(慢性 閉塞性肺 疾患)啓発 ・予防事業	COPDの認知度 及び指導対象 者の禁煙率の 向上	特定健診、がん検診、レセプト等から対象者 を特定し、喫煙歴のある者に COPD の啓發文 書を送付することで、COPD の周知啓発を行う ほか、希望者への保健指導を実施し認知度の 向上及び早期発見による重症化予防を図る。

No.1 特定健康診査事業については、郡山市のウェブサイトや広報による周知、啓発のほか、わかりやすい文書等により未受診者への受診勧奨を実施した結果、2018年度は受診率 38.2%である。

No.7 ジェネリック医薬品差額通知事業については、国のロードマップの目標 70%（2017年度までの普及率）を超え 2018年度には 79.4%に達している。

No.8 ロコモティブシンドロームとは、日本整形外科学会が 2007 年に提唱したもので、「運動器症候群」つまり、「運動器の障害」により「要介護になる」リスクの高い状態になることである。

③ 事業の成果及び財務分析

特定健診受診率は、ウェブサイトや広報による周知啓発や未受診者への受診勧奨をより分かりやすい文書で実施したことにより、2018年度には 38.2%になり、前年比で 1.5%向上した。

(2) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進

① 郡山市の 2018 年度会計別財務諸表によると次のとおりである。

○ 事業の成果

成果指標名	2016 年度	2017 年度	2018 年度	成果指標の定義
ジェネリック医薬品普及率 (%)	72.8	76.1	79.4	ジェネリックに切替えた人数を受診者数で除したもの
成果の説明	ジェネリック医薬品普及率は、国のロードマップの目標（2017 年度までの普及率）である 70%を超え、2018 年度には 79.4%で前年比で 3.3%向上し、医療費適正化に大きな成果が出ている。			

○ 事業の成果及び財務分析

適正かつ安定的な事業運営を図るため、ジェネリック医薬品普及率を 2018 年度には約 79%まで向上させるなど各種事業を実施することにより、医療費適正化を推進し、保険給付費等の抑制を図った。

後発医薬品とは、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含む同一投与経路の製剤で、効能・効果、用法・用量が原則的に同一で、先発医薬品と同等の臨床効果が得られる医薬品をいい、ジェネリック医薬品とも呼ばれる。

2013（平成 25）年に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を作成し、後発医薬品と後発医薬品のある先発医薬品をベースとした数量シェアを 2018（平成 30）年 3 月末までに 60%以上にする目標を定め、後発医薬品の使用を進めてきた。2015（平成 27）年には、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、後発医薬品の数量シェアを「2017（平成 29）年央に 70%以上とするとともに、2018 年度から 2020 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする」という目標が定められた。

② 医薬品の生産統計

平成 30 年薬事工業生産動態年報の概要

医薬品の生産 今後の推移

平成 30 年

(単位：百万円)

生産	6, 907, 722	医療用医薬品	6, 172, 570	一般用医薬品	720, 928
		その他医療品	735, 152	配置用家庭薬	14, 228
輸入	3, 148, 112	主な輸入先	輸入額		
		アメリカ	738, 350		
		ドイツ	506, 116		
		フランス	305, 955		
輸出	189, 185				

※ 国内メーカーは、バイオ技術を活用した抗がん剤などの開発には遅れを取っていたことが医薬品の輸入増大につながっている。

医療費適正化による医療費の抑制を図るため、今後においても、ジェネリック医薬品の普及促進が必要と思われる。

9 国民健康保険制度の方向性

国では次の制度を検討している。

厚生労働省は、医療機関受診時に提示された被保険者証（いわゆる健康保険証）が有効か否かをオンラインで確認する「オンライン資格確認」の実施を計画している。計画通りに進むとマイナンバーカード等によるオンライン資格確認が2021年3月頃から開始される。

医療機関の窓口でマイナンバーカード又は健康保険証を提示した際に、患者の資格情報や一部負担割合などをオンラインで確認する事により、資格の喪失がないかの確認が可能になる。また、特定健診データや薬剤情報等の閲覧も可能になり、患者の予防・健康づくりや重複投薬の削減等が期待できる。さらに、高額療養費の限度額適用認定証の発行等の事務負担を軽減できる。

現行の高額療養費の請求業務は患者・保険者・医療機関ともに煩雑な手続きが必要となるため、オンライン資格確認の早期の実施が望まれる。しかし、現行の健康保険証に限度額情報を記載するなど、コストをかけずに事務手続きを削減する事も可能であると思われるため、積極的に事務手続きの改善に努めるべきである。

第3部 課税について

1 課税制度について

(1) 郡山市の保険税

郡山市は保険税の課税は所得割、均等割、平等割を課している。

税率等は下表のとおりである。

○郡山市の税率等（平成30年度）

区 分	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額 (円)
医 療 分	7.3	21,000	17,800	580,000
後期高齢者支援金分	2.9	7,200	6,300	190,000
介 護 分 (40歳から64歳まで)	1.9	7,600	4,300	160,000
計	12.1	35,800	28,400	930,000

(2) 所得割の課税標準

住民税の課税標準は所得から雑損控除や扶養控除などの人的控除、基礎控除を差引いて計算する。

保険税は基礎控除だけを差引いて算出するため課税標準額が大きくなる。

(3) 所得割・均等割・平等割

40歳から64歳までの世帯員の所得割率は、前述の表のように介護分が賦課されるため、12.1%と高くなっている。

ほかに、応益割といわれる均等割(世帯員毎)、平等割(世帯毎)もある。

所得2,000,000円、配偶者がいる場合の保険税、住民税、所得税は次のようになっている。ただし、夫婦ともに40歳以上64歳までの介護分課税世帯とする。

※税率について

(単位：円)

	保険税	住民税	所得税
所得	2,000,000	2,000,000	2,000,000
所得控除			
社会保険料	—	(注1) 300,000	(注1) 300,000
配偶者控除	—	330,000	380,000
基礎控除	330,000	330,000	380,000
控除計	330,000	960,000	1,060,000
課税標準額	1,670,000	1,040,000	940,000
税率	12.1%	10%	5%
税額	202,070	104,000	(注2) 47,900
均等割	71,600	5,000	—
平等割	28,400	—	—
合計	302,000	109,000	47,900

↑100円未満切捨て

(注1) 所得控除の社会保険料は、国民健康保険や国民年金の当年度支払い分が計上される。

(注2) 所得税には基準所得税額×2.1%の復興特別所得税がある。

住民税	税率	均等割
市民税	6%	3,500円
県民税	4%	1,500円
計	10%	5,000円

(4) 課税方式

保険税は、住民税の賦課方式としてはすでに廃止されている旧地方税法における住民税課税方式に関する条文のただし書きとして規定されていた方法を用いて算出される。これを旧ただし書き所得という。

(5) その他

さらに所得について、肉用牛の売却による所得が住民税上は免除されるが保険税では免除されない。

また、今回の台風被害で居住用資産に損害を受け、住民税上は所得控除として差し引かれ、差し引ききれないときは雑損失の繰越控除として翌期以降3年間に渡って差し引きできるが、保険税の所得から差し引きできない。

世帯員毎の所得から基礎控除を差引いた課税標準を合算するので、一般に事業専従者がいる場合は専従者給与とすると保険税が安くなる。

均等割（世帯員一人毎）と平等割（世帯毎）については、所得が少ない場合軽減される。

軽減判定用の所得は、上記の雑損失の繰越控除は適用される。専従者給与は無かったものとする。65歳以上の公的年金等受給者はさらに150,000円

の控除がある。分離課税の土地等の特別控除は無かったものとする。世帯員の中に無申告者がいると適用しない。

40 歳から 64 歳までの夫婦二人の場合、応益割の均等割、平等割が軽減されるのは、それぞれ次の所得である。

軽 減	所 得	軽減後応益割
70%軽減	330,000 円まで	30,000 円
50%軽減	880,000 円まで	50,000 円
20%軽減	1,330,000 円まで	80,000 円
軽減なし	1,330,000 円超	100,000 円

応能割といわれる所得割は、所得が 330,000 円を控除して課税するので、所得が 330,000 円超の場合は所得割の保険税が発生する。

2 郡山市国民健康保険税条例（昭和 40 年 7 月 24 日郡山市条例第 134 号）の概要

(1) 第 1 条

国民健康保険に要する費用に充てるために課する国民健康保険税（以下「保険税」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(2) 第 2 条

ア 保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

イ 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて、その世帯内に国民健康保険の被保険者がある場合にあっては、当該世帯主を前項の被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。

(3) 第 3 条

納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する。

国民健康保険の被保険者につき、算定した下記の合計額となる。

① 基礎課税額 課税限度額 58 万円（平成 30 年度現在）

→医療分：国民健康保険に加入している人が病気になった時やケガをした時の医療費や、出産育児一時金、葬祭費等の給付費用に充てるもの

② 後期高齢者支援金等課税額 課税限度額 19 万円

→後期高齢者支援金分：75 歳以上の高齢者の医療保険である後期高齢者医療制度を社会全体で支えるために、その医療費の一部に充てるもの

③ 介護納付金課税額 課税限度額 16 万円

→介護分：高齢者が介護を必要とする状態となった場合に社会全体で支えるための介護保険制度の財源に充てるもの。年度の途中で 40 歳になる人は、40 歳になる月（誕生日が 1 日の人はその前月）から課税。年度の途中で 65 歳になる人は、65 歳になる前月まで課税

(4) 第 4 条

法第 314 条の 2 第 1 項に規定する雑損失の繰越控除は適用しない。

3 保険税の算定

(1) 算定の概要

保険税上、基礎控除後の総所得金額とは、総所得金額から所得控除額の基礎控除額 330,000 円のみを控除して計算する。

「総所得金額」という場合、所得税及び住民税上肉用牛免税により免税とされる肉用牛の売却による所得は含まれる。それに「等」をつけて分離課税の所得を加算したものを「総所得金額等」という。(ただし、退職所得は加算しない)

また、所得割額を計算する場合の「総所得金額等」には雑損失の繰越控除は適用しない。

市が作成している国民健康保険賦課台帳を参考にして保険税を計算すると次のようになる。

【世帯主 66 歳 年金収入 300 万円、配偶者 63 歳 給与収入 120 万円 の場合】

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
66 歳	世帯主		3,000,000			1,800,000	107,310
						1,650,000	42,630
			1,800,000			1,470,000	—
63 歳	妻	1,200,000				550,000	16,060
						550,000	6,380
		550,000				220,000	4,180

	所得割	均等割		平等割	算定額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額			
医療	123,370	2	42,000	17,800	183,170	183,100
支援	49,010	2	14,400	6,300	69,710	69,700
介護	4,180	1	7,600	4,300	16,080	16,000
合計	176,560		64,000	28,400	268,960	268,800

100円未満切捨て
課税限度以内

世帯員ごとの総所得金額等から、基礎控除額 330,000 円を差引いて課税標準額を算出し、各税率を乗ずる。

給与収入から給与所得控除額を差引いて給与所得、公的年金等収入から公的年金等控除額を差引いて公的年金等所得とする。

軽減判定用所得とは、所得が低い者に対し均等割及び平等割を軽減する場合の総所得金額等であり、基礎控除は差引かない。また、65 歳以上の公的年金等控除額は公的年金等所得から 150,000 円を差引く。

(2) 肉用牛生産農家の保険税計算

所得税及び住民税の計算において、肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図っていく観点から「肉用牛売却所得の課税の特例措置」が置かれている。

これは、農業を営む個人などが、一定の家畜市場や食肉卸売市場などで肉用牛を売却したとき、適切な税務申告を行うことにより、1 頭あたり 100 万円（交雑種は 80 万円、ホルスタイン種等の乳用種は 50 万円）未満のものについて年間 1,500 頭まで、所得税や住民税が免除されるものである。

保険税の所得割の計算（及び軽減判定用所得の計算）においては、この肉用牛の売却所得は免除されず総所得金額等に含まれることになる。

これは、税法で特例措置を設けた趣旨が保険税の目的と関係性がないからと思われる。

地方税法では、肉用牛の売却に係る特例の適用が市町村民税に限ると規定されている。

(3) 肉用牛売却所得者の専従者給与等の選択について

肉用牛の売却所得は、「肉用牛売却所得の課税の特例措置」により所得税及び住民税の免除規定が設けられている。ただし、保険税の所得割の計算（軽減判定用所得の計算を含む）においてはこの特例措置の適用がない。

肉用牛売却所得者（個人事業者）の配偶者は事業者と共に働いていると推測されるが、配偶者が存在するにも関わらず専従者給与等を利用していない事業者がいた。

これらの世帯の所得は肉用牛の売却所得の占める割合が大きく、肉用牛の特例措置を利用すると所得税及び住民税がほとんど発生しない。このため、配偶者を事業専従者等とする必要がないという判断だと思われる。

(4) 雑損失の繰越控除について

令和元年10月の台風19号などの災害で住宅などが被害を受けた場合、所得税、住民税では所得控除の雑損控除を受けられる。また、1年で災害による損失を控除しきれない場合、翌年から3年間所得より直接控除できる。

下記の①と②の大きい金額が雑損控除の対象金額となる。

① 災害等の損失－保険金等で補填される金額－総所得金額等
(退職所得を含む)の10%

② 災害関連支出の金額－50,000円

【具体例：40歳以上64歳以下の場合】

災害等の損失	10,000,000円
保険金等	なし
所得	3,000,000円
雑損控除以外の所得控除	1,000,000円
災害関連支出	なし

(毎年一定と仮定)

〃

雑損控除の対象 $10,000,000円 - 3,000,000円 \times 10\% = 9,700,000円$

(単位：円)

	当年度	翌1年目	翌2年目	翌3年目
所得税・住民税 前所得(注1)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
雑損失の繰越控除		▲3,000,000	▲3,000,000	▲700,000
後所得(注2)	3,000,000	0	0	2,300,000
所得控除 雑損控除	3,000,000	0	0	0
その他	0	0	0	1,000,000
課税所得	0	0	0	1,300,000

雑損繰越	6,700,000	3,700,000	700,000	0
保険税 前所得(注1)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
基礎控除	330,000	330,000	330,000	330,000
後所得	2,670,000	2,670,000	2,670,000	2,670,000

(注1・2) 雑損失の繰越控除の前と後を示す。

当年度の雑損控除は所得控除なので保険税では控除しない。ただし、水害などの災害は保険税の減免対象となる。

雑損控除及び雑損失の繰越控除が優先的に控除されるため、他の所得控除が利用できないときがある。

4 所得金額について

所得金額の内訳、各所得及びその内容は次のとおりである。

(1) 事業所得（営業等、農業）

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。【所得税法第 27 条第 2 項】

(2) 不動産所得

不動産所得とは、不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機（以下この項において「不動産等」という。）の貸付けによる所得をいう。【所得税法第 26 条第 1 項】

不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。【所得税法第 26 条第 2 項】

(3) 利子所得

利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう。【所得税法第 23 条第 1 項】

(4) 配当所得

配当所得とは、法人から受ける剰余金の配当に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの並びに分割型分割によるもの及び株式分配、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人に関する法律第百 137 条（金銭の分配）、基金利息並びに投資信託及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得をいう。【所得税法第 24 条第 1 項】

配当所得の金額は、その年中の配当等の収入金額とする。ただし、株式その他配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子でその年中に支払うものがある場合は、当該収入金額から、その支払う負債の利子の額のうちその年においてその元本を有していた期間に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額とする。【所得税法第 24 条第 2 項】

源泉分離課税を選択している配当所得などを申告不要とする制度があるが、源泉税の還付を受けようと確定申告をすると配当所得に加算される。平成 29 年度の税制改正により、上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等（源泉徴収を選択した特定口座分）について、所得税では総合課税または分離課税を選択し、住民税では申告不要とするなど、異なる課税方式を選択できることが明確化された。

所得税と住民税において、異なる課税方式を選択する場合、住民税に係

る納税通知書が送達される時までに、所得税と異なる課税方式を選択するための申告を行う必要がある。

(5) 給与所得

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

【所得税法第 28 条第 1 項】

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。【所得税法第 28 条第 2 項】

(6) 雑所得

雑所得の金額は、次の①及び②に掲げる金額の合計額とする。【所得税法第 35 条第 2 項】

①	その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
②	その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

(7) 一時所得

一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。【所得税法第 34 条第 1 項】

一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額（その収入を生じた行為をするため、又はその収入を生じた原因の発生に伴い直接要した金額に限る。）の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額 50 万円（当該残額が 50 万円に満たない場合には、当該残額）を控除した金額とする。【所得税法第 34 条第 2、3 項】

(8) 譲渡所得

土地、家屋等以外の譲渡所得の金額は、譲渡の収入金額から取得費及び譲渡費用の合計額を控除し、その控除後の残額からさらに譲渡所得の特別控除額（50 万円）を控除した金額をいう。ただし、課税対象とされる金額は、その譲渡した資産の保有期間が長期にわたるもの（5 年超）については、その所得金額の 2 分の 1 相当額とされ、超過累進税率の適用の緩和が図られている。【所得税法第 22 条第 2 項第 2 号】

(9) その他の所得金額

また、上記所得金額以外に分離課税の所得と山林所得があり、総所得金額について、各所得及びその内容は次のとおりである。

① 譲渡所得（土地建物等の譲渡、一般株式等の譲渡、上場株式等の譲渡、上場株式等の配当等、先物取引）

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で、政令で定めるものを含む。以下同じ。）による所得をいう。【所得税法第33条第1項】

② 山林所得

山林所得とは、山林の伐採又は譲渡による所得をいう。【所得税法第32条第1項】

山林所得の金額は、その年中の山林所得に係る総収入金額から必要経費を控除し、その残額から山林所得の特別控除額50万円（その残額が50万円に満たない場合には、当該残額）を控除した金額とする。【所得税法第32条第3、4項】

山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。【所得税法第37条第2項】

③ 退職所得

退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与（以下「退職手当等」という。）に係る所得をいう。【所得税法第30条第1項】

退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）とする。【所得税法第30条第2項】

退職所得控除額は、政令で定める勤続年数に応じ次表に定める金額とする。【所得税法第30条第3項】

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	勤続年数×40万円
20年を超える場合	800万円＋（勤続年数－20年）×70万円

退職所得は保険税の総所得金額等には含まれないが、年金で分割してもらうと雑所得となり、総所得金額に算入される。

(10) 所得控除について

税法上、所得から差し引かれる金額として次のものがある。

		控除額（単位：万円）	
		住 民 税	所 得 税
所得から差し引かれる金額	雑 損 控 除	原則として同額	
	医 療 費 控 除	原則として同額	
	社 会 保 険 料 控 除	同 額	
	小規模企業共済等掛金控除	同 額	
	生 命 保 険 料 控 除	最大 7	最大 12
	地 震 保 険 料 控 除	最大 2.5	最大 5
	寄 附 金 控 除	無(注1)	有(注2)
	寡 婦 、 寡 夫 控 除 (特別寡婦)	26 30	27 35
	勤 労 学 生 、 障 害 者 控 除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26 30 53	27 40 75
	配 偶 者 (特 別) 控 除 (老人配偶者)	最大 33 最大 38	最大 38 最大 48
	扶 養 控 除 (特定扶養親族) (老人扶養親族) (同居老親等扶養親族)	33 45 38 45	38 63 48 58
	基 礎 控 除	33	38
	合 計		

(注1) 平成21年度以降の年度分の住民税から、寄附金税額控除とされた。

(注2) 所得税の寄付金控除額は、次のいずれか少ない方の金額とされる。なお、平成23年分以後において個人が支出した特定寄付金のうち認定特定非営利活動法人等及び公益社団法人等に対する寄付金で一定のものについては、所得控除に代えて税額控除を選択することができるとされている。

イ 特定寄付金の額の合計額－2,000円

ロ (総所得金額等×40%)－2,000円

備考 雑損控除及び医療費控除については、所得税において純損失の繰戻による還付を受けたこと、あるいは分離課税の対象とされる退職手当等があること等によって、個人住民税の総所得金額等の合計額が所得税のそれと異なるときは、その控除額に差が生じる場合がある。

(11) 基礎控除

我が国の個人所得税は、事業所得等については事業収入等から必要経費を差し引く一方、給与所得については給与収入から給与所得控除額を差し引くこととされている。公的年金等収入については、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするための公的な給付であること等を考慮し、公的年金等控除額を差し引くこととされている。現行の仕組みは、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なるものとなっている。

平成 30 年度税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要であるとの基本的考えの下、給与所得控除額及び公的年金等控除額を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除の額を 10 万円引き上げることとされた。

令和 2 年分より基礎控除の額を一律 10 万円引き上げ、合計所得金額が 2,400 万円を超える個人についてはその合計所得金額に応じて控除額が遞減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用ができないこととされる。

この見直しの結果、基礎控除の額は次のとおりとなる。なお、() 内は所得税における基礎控除額である。

合計所得金額	基礎控除額	
	令和元年分まで	令和 2 年分から
2,400 万円以下	33 万円 (38 万円)	43 万円(48 万円)
2,400 万円超 2,450 万円以下		29 万円(32 万円)
2,450 万円超 2,500 万円以下		15 万円(16 万円)
2,500 万円超		0

事業所得等については事業収入等から必要経費を差し引くが、給与収入からは給与所得控除額を差引いて給与所得とし、公的年金等収入からは公的年金等控除額を差引くこととされている。給与所得控除や公的年金等控除は必要経費ではないことを意味している。

(12) 給与所得控除

給与収入に応じた給与所得控除額は次のとおりである。

ただし、給与の収入金額が 6,600,000 円未満の場合には、以下の表にかかわらず所得税法別表第 5（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により給与所得の金額を求める。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40% (650,000 円に満たない場合には、650,000 円)
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+180,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+540,000 円
6,600,000 円超 10,000,000 円以下	収入金額×10%+1,200,000 円
10,000,000 円超	2,200,000 円(上限)

(注 1) 上記については、令和 2 年 1 月 1 日以降、次のように改められる。

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40%－100,000 円 (550,000 円に満たない場合には、550,000 円)
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30%+80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20%+440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額×10%+1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円(上限)

(注 2) 注 1 の改正後の規定は、令和 2 年分以降の所得税について適用され、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(13) 公的年金等控除

令和 2 年より公的年金等控除の控除額が一律 10 万円引き下げられ、さらに公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額については 195 万 5 千円の上限が設けられる。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額は、さらに一律 10 万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合の控除額は一律 20 万円、それぞれ引き下げられる。

この見直しの結果、公的年金等控除額は次のとおりとなる。

年 齢	公的年金等の 収入金額	公的年金等控除額	
		令和元年分まで	令和2年分から 公的年金等に係る雑所得以 外の所得に係る合計所得金 額が1,000万円以下(注)
65 歳 以 上	3,300,000円未満	1,200,000円	1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金収入×25% +375,000円	年金収入×25% +275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金収入×15% +785,000円	年金収入×15% +685,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	年金収入×5% +1,555,000円	年金収入×5% +1,455,000円
	10,000,000円以上		1,955,000円
65 歳 未 満	1,300,000円未満	700,000円	600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金収入×25% +375,000円	年金収入×25% +275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金収入×15% +785,000円	年金収入×15% +685,000円
	7,700,000円以上 10,000,000円未満	年金収入×5% +1,555,000円	年金収入×5% +1,455,000円
	10,000,000円以上		1,955,000円

(注) 1,000万円を超える分については省略した。

(14) 給与収入と公的年金等収入がある人の調整

給与所得控除額や公的年金等控除額を控除した「給与所得控除後の給与等の金額」と「公的年金等に係る雑所得の金額」がある人で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える人については、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

これは、給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられることにより、給与と公的年金等がある人は、最大20万円控除額が引き下げられることによる調整をするものである。

保険税の計算例

【40 歳以上 64 歳までの夫婦の場合 事業専従者で事業所得 2,000,000 円の場合についての例】

○ 妻は事業に専従するが専従者給与ではなく配偶者控除とする場合

(単位:円)

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
50 歳	世帯主			2,000,000		2,000,000	121,910
						2,000,000	48,430
						1,670,000	31,730
49 歳	妻					0	0
						0	0
						0	0

	所得割	均等割		平等割	算定額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額			
医療	121,910	2	42,000	17,800	181,710	181,700
支援	48,430	2	14,400	6,300	69,130	69,100
介護	31,730	2	15,200	4,300	51,230	51,200
合計	202,070		71,600	28,400	302,070	302,000

100円未満切捨て
課税限度以内

所得 2,000,000 円で保険税 302,000 円と所得の 15.1%が保険税である。

青色申告していると青色申告特別控除 650,000 円を差引いた後の所得が 2,000,000 円なので 2,650,000 円の所得で 302,000 円の保険税であるので 11.3%となる。

事業所得などは収入から経費を控除して所得とするが、給与及び公的年金等収入は経費性に乏しい給与所得控除額及び公的年金等控除額があるので負担感は少ないといわれる。

事業等	収入－経費	=2,000,000 円
給与	給与収入－給与所得控除額 3,114,000 円 1,114,200 円 (収入×30%＋180,000)	≒2,000,000 円
公的年金等	公的年金等収入－公的年金等控除額 3,200,000 円 1,200,000 円	=2,000,000 円

給与収入 3,114,000 円（月平均 259,500 円）の場合の協会けんぽの健康保険料を算定すると次のようになる。

全国健康保険協会管掌健康保険料の場合、給与収入 3,114,000 円は給料月額が 259,666 円～259,999 円に該当し、標準報酬月額は 260,000 円となる。年齢が 40 歳以上 65 歳未満の健康保険料率は福島県の場合 11.47%であるため保険料は月額 29,822 円となり、年額にすると 357,864 円であり、保険税より増加する。

協会けんぽの健康保険料は労使折半であるため 178,932 円となる。

保険料合計 357,864 円は前頁の設例 302,000 円より 55,864 円多いが、労使折半された被用者負担とすれば 123,068 円（302,000 円－178,932 円）少ない。

- 前設例で妻に専従者給与 860,000 円（白色申告限度額）を支給し、夫の所得 1,140,000 円とする場合

(単位:円)

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
50歳	世帯主			1,140,000		1,140,000	59,130
						2,000,000	23,490
				(860,000)		810,000	15,390
49歳	妻	860,000				210,000	0
						210,000	0
		210,000				0	0

	所得割	均等割		平等割	算定額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額			
医療	59,130	2	42,000	17,800	118,930	118,900
支援	23,490	2	14,400	6,300	44,190	44,100
介護	15,390	2	15,200	4,300	34,890	34,800
合計	98,010		71,600	28,400	198,010	197,800

100円未満切捨て
課税限度以内

事業専従者がいる場合専従者給与を支払うと専従者給与は給料となり、この場合 650,000 円の給与所得控除額を差引ける。

この場合、専従者給与に税率を乗じた分保険税が安くなる。

○ 青色申告をして専従者給与を 1,670,000 円とした場合

(単位:円)

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
50歳	世帯主			330,000		330,000	0
						2,000,000	0
				1,670,000		0	0
49歳	妻	1,670,000				1,000,800	48,968
						0	19,453
		1,000,800				670,800	12,745

	所得割	均等割		平等割	算定額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額			
医療	48,968	2	42,000	17,800	108,768	108,700
支援	19,453	2	14,400	6,300	40,153	40,100
介護	12,745	2	15,200	4,300	32,245	32,200
合計	81,166		71,600	28,400	181,166	181,000

100円未満切捨て
課税限度以内

※ 妻の給与収入は 6,600,000 円未満のため、所得税法別表第 5（年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表）により 1,000,800 円と算出される。

1,670,000 円 ÷ 4 = 417,500 円 → 千円未満切捨てのため 417,000 円

417,000 円 × 4 = 1,668,000 円の 60% = 1,000,800 円

青色申告をすると、妻への専従者給与は 860,000 円（白色申告限度額）を超えてもよい。

○ 課税限度額を超える所得がある場合（40 歳以上 64 歳までの夫婦二人）

(単位:円)

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
50 歳	世帯主			8,000,000		8,000,000	559,910
						8,000,000	222,430
						7,670,000	145,730
49 歳	妻					0	0
						0	0
						0	0

	所得割	均等割		平等割	算定額	限度額を超える額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額				
医療	559,910	2	42,000	17,800	619,710	39,710	580,000
支援	222,430	2	14,400	6,300	243,130	53,130	190,000
介護	145,730	2	15,200	4,300	165,230	5,230	160,000
合計	928,070		71,600	28,400	1,028,070	98,070	930,000

100円未満切捨て

分離課税となっている土地の譲渡等は所得税、住民税の税率が一定なので数年にわたって譲渡所得がある場合は保険税は限度があるので 1 年にまとめることも必要と思われる。

限度額になる所得は、この世帯の場合の所得は次のとおりである。

(単位:円)

	年間保険金額	均等割	平等割	所得割(B×A)	税率(A)	(B)
医療	580,000	42,000	17,800	520,200	7.3%	7,126,028
支援	190,000	14,400	6,300	169,300	2.9%	5,837,932
介護	160,000	15,200	4,300	140,500	1.9%	7,394,737

5 青色申告制度

事業者の保険税は、事業所得の計算上収入から必要経費を差し引いて所得が計算されるので、負担が大きいと思われる。そのため、青色申告をして青色申告控除を利用したり、事業専従者に給料を払ったりする。また、事業を法人化して法人から給料を受けて、給与所得控除の恩恵を受けるため被用者になる場合もある。

不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を行う人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けて、確定申告書及びその確定申告書についての修正申告書を青色の申告書によって提出することができる。この申告書を青色申告書、この申告のできる人を青色申告者と呼ぶ。

青色申告の承認を受けるためには「青色申告承認申請書」を所轄税務署長に提出しなければならない。また、専従者給与については、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出する必要がある。

青色申告者の帳簿書類及び取引の記録については、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように、仕訳帳、総勘定元帳、その他必要な帳簿を備えて全ての取引（取引のうちに事業所得、不動産所得及び山林所得の総収入金額または必要経費に算入されない部分の金額があるときは、その金額を除く。）を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

青色申告者は、帳簿及び書類を整理して、起算日から7年間、これを住所地若しくは居住地または自己が営む事業についての事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存しなければならない。

青色申告者の特典の中に、次のようなものがある。

- ・ 青色申告特別控除
- ・ 青色事業専従者給与の必要経費算入
- ・ 純損失の繰越控除

(1) 青色申告特別控除

令和2年より青色申告特別控除の控除額が現行の65万円から55万円に引き下げられる。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす人の青色申告特別控除額の上限は65万円とされる。

- ① その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
- ② その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。

(2) 青色事業専従者給与額

不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業を営む青色申告者が、青色専従者給与に関する届出書に記載した方法に従ってその記載されている金額の範囲内で青色事業専従者に給与の支払いをした場合には、そ

の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度などからみてその労務対価として相当であると認められる金額を、その青色申告者の事業から生じた不動産所得、事業所得の金額または山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。この場合、必要経費に算入した青色事業専従者給与の金額は、その青色事業専従者の給与所得の収入金額とされる。

(3) 事業専従者控除額

青色申告者以外を白色申告者というが、白色申告者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事する事業専従者がいるときは、各事業専従者につき、次の①及び②の金額のうちいずれか低いほうの金額が、それらの所得の金額の計算上、事業専従者控除額として必要経費とみなされる。

① 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ その納税者の配偶者である事業専従者 86 万円

ロ 配偶者以外の親族の事業専従者 50 万円（1 人につき）

$$\textcircled{2} \quad \left(\begin{array}{l} \text{不動産所得、事業所得または} \\ \text{山林所得を生ずべき事業から} \\ \text{生じた不動産所得の金額、事} \\ \text{業所得の金額または山林所得} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \div \{ (\text{事業専従者の数}) + 1 \}$$

(4) 純損失の繰越控除

青色申告書を提出している年分の純損失の金額については、前年以前 3 年内の各年（その年分の所得税につき青色申告書を提出している年に限る。）に生じた純損失の金額（前年以前に既に繰越控除をした部分の金額及び純損失の繰戻しをした部分の金額を除く。）があるときは、その純損失の金額を、その年分の総所得金額、山林所得金額または退職所得金額の計算上差し引く。

6 保険税の賦課特例措置

特定世帯、特定継続世帯（保険税条例第6条）

後期高齢者医療制度の創設に伴って、制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することがあっても、同じ世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう講じられた措置である。

家族の中に、75歳となり後期高齢者医療制度を利用し、国民健康保険を脱退する場合、残された世帯は、

75歳から5年間は継続世帯

75歳から5年経過後3年間は特定継続世帯

世帯別平等割額は次のように減額される。

	本来	特定世帯	特定継続世帯
医 療 費	17,800 円	8,900 円 (50%引)	13,350 円 (25%引)
後期高齢者支援金	6,300 円	3,150 円 (50%引)	4,725 円 (25%引)

特定世帯の国保料からの減額（介護分除く）

8,900 円 + 3,150 円 + 均等割 28,200 円 = 40,250 円

後期高齢者医療制度の保険料

均等割額 41,600 円

後期高齢者医療制度の保険料の均等割額は 41,600 円なので、負担を軽減するため均等割額を含めて 40,250 円減額する。

7 保険税の軽減

低所得者用に、均等割、平等割の軽減制度がある。

肉用牛の売却による所得は免税とならない。また、世帯員の中に所得申告しない者がいる場合は軽減されない。

無申告者については、夫婦と30代の長男が同居していて長男が無申告という例があった。平成31年度の確認をしたら扶養とされ、無申告でなくなっていた。

軽減割合、判定基準の所得等は次のとおりである。

- 雑損失の繰越控除は適用される。
- 65歳以上の公的年金等受給者は、公的年金等控除後の所得からさらに150,000円控除される。
- 譲渡所得の特別控除は適用しない。
- 事業所得等の専従者給与は軽減判定の所得には含まない。

軽減割合	判定基準	軽減後の課税額(円)		
		区分	均等割	平等割
7割軽減	世帯主とその世帯の国保被保険者の前年所得の合計額が33万円以下の場合	医療分	6,300	5,340
		支援金分	2,160	1,890
		介護分	2,280	1,290
5割軽減	世帯主とその世帯の国保被保険者の前年所得の合計額が33万円＋被保険者1名につき27.5万円以下の場合	医療分	10,500	8,900
		支援金分	3,600	3,150
		介護分	3,800	2,150
2割軽減	世帯主とその世帯の国保被保険者の前年所得の合計額が33万円＋被保険者1名につき50万円以下の場合	医療分	16,800	14,240
		支援金分	5,760	5,040
		介護分	6,080	3,440

注) 税の軽減判定をする際には、国保に加入していない世帯主の所得も含んで判断する。

特定世帯、特定継続世帯の世帯割平等割額は、前段の減額後の金額を基準に軽減される。

次頁より軽減の場合の例を挙げる。

(1) 雑損失の繰越控除

夫婦ともに40歳以上64歳以下の場合で、前述26ページ「雑損失の繰越控除について」の設例で税率は12.1%

	課税所得		税額	
初年度	総所得金額	3,000,000円	所得割	323,070円
	軽減判定用総所得	3,000,000円	応益	100,000円
	課税標準額	2,670,000円	計	423,070円
2年度	総所得金額	3,000,000円	所得割	323,070円
	軽減判定用総所得	0円	応益	30,000円
	課税標準額	2,670,000円	計	353,070円
3年度	総所得金額	3,000,000円	所得割	323,070円
	軽減判定用総所得	0円	応益	30,000円
	課税標準額	2,670,000円	計	353,070円
4年度	総所得金額	3,000,000円	所得割	323,070円
	軽減判定用総所得	2,300,000円	応益	100,000円
	課税標準額	2,670,000円	計	423,070円

発生年度の雑損控除は保険税では差引かない。

雑損失の繰越控除は、保険税の所得割計算上差引かない

ただし、軽減所得では差引いたままにする。

(2) 公的年金等控除

65歳以上の公的年金等受給者は、公的年金等控除後の所得からさらに150,000円控除される。

【年金だけで生活している夫婦の場合 夫65歳以上 妻65歳未満】

所得割は夫の所得のみであるので、介護の所得割1.9%はなく、10.2%である。均等割と平等割は次のとおりである。

	均等割		平等割
	人数	算定額	
医療	2	42,000	17,800
支援	2	14,400	6,300
介護	1	7,600	4,300
合計		64,000	28,400

64,000円 + 28,400円 = 92,400円(A)

年金受給額と軽減額を示すと次のとおりとなる。ただし、端数処理はしていない。

軽減割合	(A) × 軽減割合 = (B)	軽減後 (A-B)
7 割軽減	92, 400 円 × 0. 7 = 64, 680 円	27, 720 円
5 割軽減	92, 400 円 × 0. 5 = 46, 200 円	46, 200 円
2 割軽減	92, 400 円 × 0. 2 = 18, 480 円	73, 920 円

(1) 夫の公的年金1, 530, 000円の場合

収入	1, 530, 000円	軽減所得	180, 000円 < 330, 000円	7割	所得割
控除	▲1, 200, 000円	所得割	0円	軽減後	
所得	330, 000円			27, 720円	0円
	▲150, 000円				
	180, 000円				

(2) 夫の公的年金1, 680, 000円の場合

収入	1, 680, 000円	軽減所得	330, 000円 ≤ 330, 000円	7割	所得割
控除	▲1, 200, 000円	所得割	150, 000円	軽減後	
所得	480, 000円			27, 720円	15, 300円
	▲150, 000円				
	330, 000円				

(3) 夫の公的年金2, 230, 000円の場合

収入	2, 230, 000円	軽減所得	880, 000円 ≤ 880, 000円	5割	所得割
控除	▲1, 200, 000円	所得割	700, 000円	軽減後	
所得	1, 030, 000円			46, 200円	71, 400円
	▲150, 000円				
	880, 000円				

(4) 夫の公的年金2, 680, 000円の場合

収入	2, 680, 000円	軽減所得	1, 330, 000円 ≤ 1, 330, 000円	2割	所得割
控除	▲1, 200, 000円	所得割	1, 150, 000円	軽減後	
所得	1, 480, 000円			73, 920円	117, 300円
	▲150, 000円				
	1, 330, 000円				

夫婦二人の軽減判定用所得

軽 減	所 得	
70%軽減	330, 000 円まで	
50%軽減	880, 000 円まで	330, 000 円 + 275, 000 円 × 2 人
20%軽減	1, 330, 000 円まで	330, 000 円 + 500, 000 円 × 2 人
軽減なし	1, 330, 000 円超	

(3) 特別控除について

敷地の一部が道路拡張工事によって 3,000,000 円で収用され、3,000,000 円で塀を直した場合

(単位:円)

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
68歳	世帯主		1,500,000			300,000	0
						150,000	0
			300,000			0	0
64歳	妻	800,000				150,000	0
						150,000	0
		150,000				0	0

	所得割	均等割		平等割	算定額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額			
医療	0	2	42,000	17,800	59,800	59,800
支援	0	2	14,400	6,300	20,700	20,700
介護	0	1	7,600	4,300	11,900	11,900
合計	0		64,000	28,400	92,400	92,400

100円未満切捨て
課税限度以内

軽減判定用所得は 300,000 円であるので 7 割軽減

軽減 92,400 円 $\times 0.3 = 27,720$ 円

① 特別控除

3,000,000 円の取得費 (5%) 150,000 円を差し引いて 2,850,000 円を特例控除

② 代替資産取得

3,000,000 円の売却収入で代替資産を 3,000,000 円で取得し譲渡所得なし。

特例控除を利用すると、世帯主の軽減判定用所得に 2,850,000 円加算され 3,000,000 円となり、妻の分も加算すると 3,150,000 円軽減はできない。

代替資産の取得とすると、軽減判定用総所得に影響しないので、保険税は軽減される。

(4) 事業所得等の専従者給与について

(単位:円)

年齢	続柄	給与収入	公的年金収入	その他の所得(譲渡所得除く)(C)	譲渡所得(D)	総所得金額(A)+(B)+(C)+(D)	所得割(医療)7.3%
		給与所得(A)	公的年金所得(B)	専従者控除【給与】	繰越損失	軽減判定用総所得	所得割(支援)2.9%
						課税標準額	所得割(介護)1.9%
60歳	世帯主			500,000		500,000	12,410
						1,000,000	4,930
				(500,000)		170,000	3,230
60歳	妻	500,000				0	0
						0	0
		0				0	0

2割軽減後

	所得割	均等割		平等割	算定額	年間保険金額
	算定額	人数	算定額			
医療	12,410	2	33,600	14,240	60,250	60,200
支援	4,930	2	11,520	5,040	21,490	21,400
介護	3,230	2	12,160	3,440	18,830	18,800
合計	20,570		57,280	22,720	100,570	100,400

100円未満切捨て

500,000 円の所得のため 5 割軽減だが、専従者給与がなかったとされるので軽減判定用所得は 1,000,000 円となり、2 割軽減となる。

(5) 特例対象被保険者等

会社都合による失業者については、保険税の軽減制度がある。郡山市のパンフレットによると下記のとおりである。

「～失業された方へ～国民健康保険税の軽減制度があります」

会社の倒産・閉鎖・規模縮小等の会社都合により失業された方は、国民健康保険税の軽減制度があります。該当する方は申請してください。

※ 自己都合による退職でも、理由（雇用期間満了、病気・けが、通勤困難等）により該当する場合があります。

1 該当する方（次の要件全てに該当する方）

(1) 離職日の時点で65歳未満の方

(2) 雇用保険受給資格者証に記載された離職理由が11・12・21・22・23・31・32・33・34の方

2 軽減内容

離職日の翌日から翌年度末までの国民健康保険税が、前年（1～3月については前々年）の給与所得を30/100に減額して計算されます。

（以下省略）

〈参考〉「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードと内容（上記1の(2)）

離職者 区分	離職理由 コード	離職理由例
特定 受給 資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定 理由 離職者	23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12か月未満）

8 保険税の減免

保険税減免実績一覧（平成 30 年度）

申請理由	申請 件数	承認 件数	被保険 者数	却下 件数	減額金額 (合計)
原 発	55	55	89	0	5,692,100 円
火 災	2	2	2	0	20,500 円
水 害	0	0		0	0 円
失 業	2	2	3	0	68,300 円
その他	3	3	5	0	93,000 円
旧被扶養者	278	278		0	7,096,900 円
合 計	340	340	99	0	12,970,800 円

申請理由について

「原発」郡山市国民健康保険税減免取扱基準によると、「平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに指定が解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点から転入した世帯について、当該世帯に属する国民健康保険の被保険者にかかる前年（1 月から 7 月までにあつては前々年）の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額を合算した額が 600 万円を超える場合には、平成 27 年 10 月 1 日以降は適用しない」とある。

「その他」矯正施設に在所している者

「旧被扶養者」郡山市国民健康保険税条例第 31 条第 1 項第 3 号に該当する、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が国民健康保険被保険者となった者。減免割合は、所得割の 100/100、均等割の 50/100、平等割の 50/100（旧被扶養者のみで構成される世帯に限る）

【監査の結果】

保険税の課税については、概ね適正に事務執行がされているものと認められた。

ただし、調査の過程で下記のとおり、「後期高齢者医療被保険者証」及び「国民健康保険高齢受給者証」の自己負担割合判定の誤りについての事例を確認した。

これについて、今後の事務処理上、改善又は留意すべき点が認められたため、本事例を紹介して意見を付すこととしたので必要な措置を講じられたい。

平成 31 年 2 月 27 日に、住民税では免税となる肉用牛の売却による所得が保険税では免除とならないため、保険税の所得には加算していたが後期高齢者被保険者（75 歳以上の者）、国民健康保険高齢受給者証の者（70 歳以上 75 歳未満の者）に適用される現役並みの所得者（住民税の課税所得 145 万円以上の所得者）の所得に加算していないことを、福島県後期高齢者医療広域連合から照会があり、誤った判定をしていたことがわかった。

郡山市では、指摘を受け、地方自治法第 236 条に基づく金銭債権の消滅時効は 5 年間のため、平成 30 年度から過去 5 年間の自己負担割合の判定状況及びレセプト等について調査・確認を行った。

- (1) 後期高齢者医療被保険者証 10 世帯 16 件
- (2) 国民健康保険高齢受給者証 18 世帯 33 件

今回影響する医療費については、該当者全員の 5 年分の診療報酬明細書（レセプト）を点検し計算。金額が確定した時点で、該当者へ納付を依頼することとなった。

【意見】

今回の事例については、平成 31 年 3 月 18 日から 21 日までに、対象者に対して謝罪の上、被保険者証等の差し替え等必要な措置は完了している。

ただし、これまでの記述のとおり、保険税、とりわけ所得の計算は、特例等を含め複雑な制度であるため、申告相談や今後、同種の事案の再発防止体制構築が欠かせない。

今回の福島県後期高齢者医療広域連合の指摘を受け、具体的な再発防止に向けて対応策を講じるべきである。

第4部 給付について

1 療養の給付を受ける場合の一部負担金

【国民健康保険法】

第42条 第36条第3項の規定により保険医療機関等について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第45条第2項又は第3項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

- 一 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3
- 二 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2
- 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2
- 四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他政令で定める者に限る。）について政令の定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上であるとき 10分の3

2 国民健康保険の 70 歳～74 歳の現役並み所得者について

世帯内に住民税の課税所得の額が 145 万円以上の被保険者(70～74 歳に限る)がいる場合現役並み所得者として扱い、負担割合は 3 割とする。

課税所得 145 万円は現役世代の夫婦 2 人世帯をモデルとし、平成 16 年度の政管健保平均報酬月額を基準として現役世代の平均収入額を算出(386 万円)し、その金額から諸控除額を差引き、現役世代の平均的な課税所得として算出したものである。

ただし、上記の場合であっても以下の要件に該当する場合は負担割合は 2 割となる。

- ・世帯の被保険者(70～74 歳に限る)全員の収入の合計額が 520 万円未満(世帯の被保険者(70～74 歳に限る)が 1 人の場合は 383 万円未満)である場合

- ・収入 520 万円未満の理由

- 高齢者複数世帯のモデルを設定し、その世帯の課税所得が 145 万円となるような収入額を算出したもの。

- 145 万円 + (基礎控除(33 万円) + 給与所得控除(90 万円) + 配偶者控除(38 万円) + 社会保険料控除(14 万円) + 公的年金控除(199 万円))
= 520 万円

- 給与所得控除額 90 万円に対応する給与収入は 240 万円である。

- 公的年金等控除額 199 万円は、夫婦 2 人分で公的年金収入は 280 万円である。(520 万円 - 240 万円 = 280 万円)

- 高齢者単身世帯のモデルを設定し、その世帯の課税所得が 145 万円となるような収入額を算出したもの。

- 145 万円 + (基礎控除(33 万円) + 給与所得控除(73 万円) + 社会保険料控除(11 万円) + 公的年金控除(120 万円)) = 383 万円

- 給与所得控除額 73 万円に対応する給与収入は 183 万円である。

- 公的年金等控除額 120 万円に対応する公的年金収入は 200 万円である。

- (383 万円 - 183 万円 = 200 万円)

負担能力の判定基準は、被保険者 1 人 1 人の課税所得を基本としているが、税法上の控除の関係から、収入が少ないにもかかわらず、課税所得が 145 万円以上となるケース(例：夫婦ともに無年金で、夫の給与収入のみ)があることから、課税所得だけでなく収入による判定も行うものである。

70 歳以上の者を優遇する制度である。平成 25 年税制改正によると、わが国の家計資産の 6 割は世帯主が 60 歳以上の家計が保有しており、資産の多くを高齢者が保有している状況であり、また、被相続人の高齢化が進み、相続による若年世代への資産移転が進みにくくなっている状況でもある。このような状況を踏まえ、高齢者が保有する資産をより早期に現役世代に移転させ、消費拡大や経済活性化を図る観点から、贈与税の見直しを行うこととされた。

相続時精算課税制度は、納税者の選択により将来相続関係に入る特定の親子間の資産移転(60 歳以上の親から 20 歳以上(令和 4 年 4 月 1 日以後は 18 歳以

上)の子への贈与)について、贈与時には相続時精算課税に係る贈与税(特別控除額:累積2,500万円、税率:一律20%)を納付し、その後、その贈与をした者の相続開始時には、相続時精算課税制度に係る贈与により取得した財産と相続又は遺贈により取得した財産を合計した価額を基に計算した相続税額から既に支払った相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除額した金額を納付する(贈与税額が相続税額を上回る場合には還付を受ける)ことにより贈与税・相続税を通じた納税をすることができるものである。

平成27年1月1日以後は、20歳以上(令和4年4月1日以後は18歳以上)の孫への贈与も相続特別措置法において相続時精算課税の対象とされる。

孫に相続権はないが、遺贈扱いとされる。

【郡山市国民健康保険条例】

第5条 次に掲げる被保険者が、療養の給付(妊婦にあつては、妊娠高血圧症候群、妊娠時出血、胎児及び附属物の異常又は異常分娩に係る療養の給付に限る。)を受ける場合には、保険医療機関若しくは保険薬局に一部負担金(法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。以下この条において同じ。)を支払い、又は市に一部負担金を納付することを要しない。

(1) こども(18歳に達する日の属する年度の末日までの者をいう。)

(2) 妊婦(妊娠8か月となる日の属する月から分娩の日の属する月までの女子をいう。)

乳幼児医療費助成事業により未就学児への医療費の2分の1が助成されていたが、原子力発電所事故(東日本大震災)以後は福島県子どもの医療費助成事業により小学校4年生以上18歳に達した日以後最初の3月31日まで医療費の全額を助成されるようになった。

小学校1年生から3年生までは市が助成することによって18歳に達した日の最初の3月31日までは自己負担額が0円となった。

福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱は次のとおりである。

(趣旨)

原子力発電所事故は、県民の生活に深刻な影響を与えており、多くの子どもが県外での避難生活を余儀なくされ、福島県の子どもの人口は大きく減少し、社会基盤が根幹から揺らいでいる。

そうした中、子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めることは最重要課題であり、子どもたちが安心して医療が受けられるように、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号)及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

価格は需要と供給の均衡を図るための指数であり、価格がゼロということは需要が供給を上回る可能性があり得る。こどもの医療費の自己負担が無料ということは、患者が殺到して医療機関が満杯となり、本当に治療が必要な患者が治

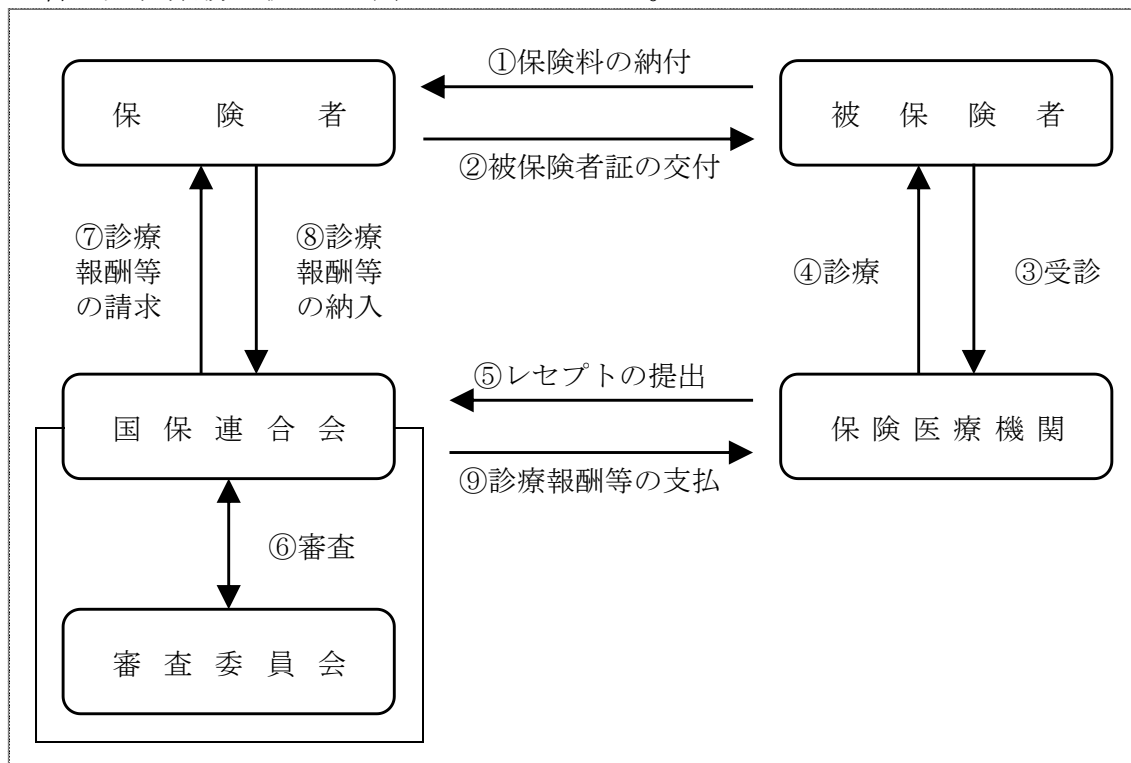
療を受けられない可能性もある。

また、診療報酬がいくらかかったかの患者によるチェック機能が働かなくなる問題がある。

3 国民健康保険診療報酬の支払いについて

診療報酬審査支払業務

審査支払業務の流れは下記のとおりである。



保険医療機関以外の支払いは、高額療養費の事後払い及び出産育児一時金、葬祭費の支払いなどがある。

国民健康保険には、一般と退職医療制度がある。

4 退職者医療制度

退職者医療制度とは、会社などを退職し、現在、老齢(退職)年金を受給している人が65歳になるまでの間、加入する制度である。

国民健康保険は、医療費の必要性が高まる退職後に、会社等の健康保険を抜けて加入する人が多いため、会社等の健康保険組合や共済組合等よりも負担が大きくなっている。そのため、こうした医療保険制度間の負担を公平化するために退職者医療制度が設けられた。

退職者医療制度は平成27年3月末に廃止され、これ以降、新規の対象者が増えることはなくなった。ただし、平成27年3月31日(26年度末)までにこの制度に該当している人は、その人が65歳になるまでの間は退職者医療制度の資格が継続する。

5 決算と国保連合会の請求

国保連合会からの請求書は一般と退職とに分かれているが、退職の費用額は一般の1%にも満たない（218,948千円÷23,543,694千円＝0.929%）。

合算した費用額は年間23,762,642千円であり、市（保険者）負担分は一般給付が17,473,333千円と73.5%を占め、さらに高額療養費が2,270,610千円と9.6%を占め、計19,743,944千円と83.1%を占めている。さらに高額療養費には窓口負担分がある（次ページ以降参照）。

一般分について

月平均	1,961,974千円	（23,543,694千円÷12月）	
最高月 4月	2,081,776千円	100%	
最低月 10月	1,827,200千円	87.8%	
上記の差	254,576千円	12.2%	

レセプトに対する請求は一般的な完成基準や引渡基準ではなく月毎の出来高による請求になっている。

（単位：千円）

	決算額	国保連請求額	差引窓口支払等
県支出金			
保険給付費			
一般被保険者療養給付費	17,191,679		
退職被保険者等療養給付費	152,116		
	17,343,795	17,320,556	23,239
一般被保険者療養費	187,531		
退職被保険者等療養費	1,362		
	188,893	152,777	36,116
一般被保険者高額療養費	2,412,946	2,249,544	163,402
退職被保険者等高額療養費	29,355	21,066	8,289
	2,442,301	2,270,610	171,691
計	19,974,989	19,743,943	231,046

国民健康保険診療報酬等請求内訳書によると、平成30年度の合計は下記のとおりである。

国民健康保険診療報酬等請求内訳書(一般・平成30年度)

(単位:千円)

総合計		費用額 (基準額)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金 被保険者負担分 (標準負担額)	他法負担分 国保優先
合計	決定	23,789,662	17,504,153	2,279,288	3,650,839	355,381
	過誤	▲245,969	▲183,597	▲29,744	▲29,083	▲3,544
	確定	23,543,694	17,320,556	2,249,544	3,621,756	351,837
過誤の割合 (過誤÷決定) 単位: %		1.03%	1.05%	1.30%	0.80%	1.00%

国民健康保険診療報酬等請求内訳書(退職・平成30年度)

(単位:千円)

総合計		費用額 (基準額)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金 被保険者負担分 (標準負担額)	他法負担分 国保優先
合計	決定	221,795	154,772	21,271	44,697	1,054
	過誤	▲2,847	▲1,996	▲205	▲643	▲3
	確定	218,948	152,777	21,066	44,054	1,051
過誤の割合 (過誤÷決定) 単位: %		1.28%	1.29%	0.96%	1.44%	0.28%

国民健康保険診療報酬等請求内訳書(合計・平成30年度)

(単位:千円)

総合計		費用額 (基準額)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金 被保険者負担分 (標準負担額)	他法負担分 国保優先
合計	決定	24,011,457	17,658,926	2,300,560	3,695,537	356,435
	過誤	▲248,815	▲185,593	▲29,949	▲29,726	▲3,547
	確定	23,762,642	17,473,333	2,270,611	3,665,810	352,888
過誤の割合 (過誤÷決定) 単位: %		1.04%	1.05%	1.30%	0.80%	1.00%

上記を月毎に展開すると次頁以降のようになる。

国民健康保険診療報酬等請求内訳書(一般・平成30年度・月毎)

(単位:千円)

総合計		費用額 (基準額)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金 被保険者負担分 (標準負担額)	他法負担分 国保優先
平成30年 4月分	決定	2,111,380	1,559,862	195,906	320,982	34,631
	過誤	▲29,604	▲21,144	▲5,008	▲3,189	▲263
	確定	2,081,776	1,538,718	190,898	317,792	34,368
平成30年 5月分	決定	1,979,704	1,456,382	192,275	299,893	31,154
	過誤	▲6,021	▲4,727	▲32	▲1,188	▲74
	確定	1,973,682	1,451,655	192,243	298,705	31,080
平成30年 6月分	決定	2,021,175	1,488,700	195,519	304,672	32,284
	過誤	▲29,463	▲24,418	▲2,382	▲2,452	▲210
	確定	1,991,712	1,464,282	193,137	302,219	32,074
平成30年 7月分	決定	2,010,263	1,473,200	198,718	307,696	30,649
	過誤	▲18,072	▲13,481	▲2,827	▲1,482	▲282
	確定	1,992,191	1,459,719	195,891	306,213	30,368
平成30年 8月分	決定	2,010,853	1,480,574	193,718	305,753	30,807
	過誤	▲24,681	▲18,223	▲3,175	▲2,833	▲450
	確定	1,986,171	1,462,351	190,543	302,920	30,358
平成30年 9月分	決定	1,941,712	1,425,886	181,727	304,045	30,053
	過誤	▲17,529	▲12,761	▲2,739	▲1,828	▲201
	確定	1,924,183	1,413,126	178,988	302,217	29,852
平成30年 10月分	決定	1,858,497	1,366,072	178,721	286,095	27,608
	過誤	▲31,297	▲23,419	▲3,650	▲3,566	▲662
	確定	1,827,200	1,342,653	175,072	282,529	26,946
平成30年 11月分	決定	2,046,876	1,506,473	192,067	317,703	30,632
	過誤	▲15,278	▲10,996	▲1,577	▲2,321	▲384
	確定	2,031,598	1,495,478	190,490	315,382	30,248
平成30年 12月分	決定	1,981,515	1,458,048	188,129	306,497	28,841
	過誤	▲15,764	▲11,676	▲1,056	▲2,685	▲347
	確定	1,965,750	1,446,371	187,073	303,812	28,493
平成31年 1月分	決定	1,942,640	1,428,061	184,767	302,228	27,584
	過誤	▲27,065	▲20,126	▲3,301	▲3,384	▲253
	確定	1,915,575	1,407,934	181,466	298,844	27,331
平成31年 2月分	決定	2,016,296	1,482,523	203,541	303,677	26,555
	過誤	▲17,594	▲12,819	▲2,538	▲1,898	▲338
	確定	1,998,702	1,469,704	201,003	301,779	26,216
平成31年 3月分	決定	1,868,753	1,378,372	174,200	291,599	24,583
	過誤	▲13,600	▲9,806	▲1,459	▲2,255	▲80
	確定	1,855,153	1,368,566	172,741	289,344	24,502
合計	決定	23,789,662	17,504,153	2,279,288	3,650,839	355,381
	過誤	▲245,969	▲183,597	▲29,744	▲29,083	▲3,544
	確定	23,543,694	17,320,556	2,249,544	3,621,756	351,837
過誤の割合 (過誤÷決定) 単位:%		1.03%	1.05%	1.30%	0.80%	1.00%

国民健康保険診療報酬等請求内訳書(退職・平成30年度・月毎)

(単位:千円)

総合計		費用額 (基準額)	保険者負担分	高額療養費	一部負担金 被保険者負担分 (標準負担額)	他法負担分 国保優先
平成30年 4月分	決定	43,258	30,234	7,026	5,876	123
	過誤	▲101	▲71	▲0	▲30	0
	確定	43,157	30,163	7,025	5,846	123
平成30年 5月分	決定	24,353	16,998	2,114	5,092	149
	過誤	▲102	▲71	0	▲31	0
	確定	24,251	16,927	2,114	5,062	149
平成30年 6月分	決定	23,118	16,156	2,383	4,385	194
	過誤	▲127	▲89	0	▲38	0
	確定	22,991	16,067	2,383	4,347	194
平成30年 7月分	決定	17,819	12,428	1,146	4,141	104
	過誤	▲90	▲63	▲6	▲21	0
	確定	17,728	12,365	1,140	4,120	104
平成30年 8月分	決定	21,428	14,931	1,643	4,777	77
	過誤	▲57	▲40	0	▲17	0
	確定	21,371	14,891	1,643	4,760	77
平成30年 9月分	決定	15,515	10,818	1,218	3,413	66
	過誤	▲90	▲63	0	▲27	0
	確定	15,425	10,755	1,218	3,386	66
平成30年 10月分	決定	16,357	11,402	1,311	3,578	67
	過誤	▲77	▲54	0	▲23	▲1
	確定	16,280	11,347	1,311	3,555	67
平成30年 11月分	決定	12,509	8,744	658	3,034	74
	過誤	▲166	▲116	▲0	▲49	▲0
	確定	12,343	8,628	658	2,984	73
平成30年 12月分	決定	13,072	9,128	983	2,892	68
	過誤	▲86	▲61	0	▲26	▲0
	確定	12,985	9,068	983	2,867	68
平成31年 1月分	決定	13,631	9,495	725	3,377	34
	過誤	▲642	▲453	▲0	▲188	▲2
	確定	12,988	9,042	725	3,189	32
平成31年 2月分	決定	13,246	9,218	1,732	2,220	76
	過誤	▲503	▲352	0	▲151	0
	確定	12,742	8,865	1,732	2,069	76
平成31年 3月分	決定	7,491	5,223	333	1,913	22
	過誤	▲805	▲563	▲198	▲43	0
	確定	6,686	4,660	135	1,870	22
合計	決定	221,795	154,772	21,271	44,697	1,054
	過誤	▲2,847	▲1,996	▲205	▲643	▲3
	確定	218,948	152,777	21,066	44,054	1,051
過誤の割合 (過誤÷決定) 単位:%		1.28%	1.29%	0.96%	1.44%	0.28%

6 保険請求の過誤

国民健康保険診療報酬審査委員会が診療報酬の点数を加点、減点する。

平成 30 年度の費用額 23,789,662 千円のうち、245,969 千円（1.03%）が減点されている。加点、減点があった場合、被保険者の自己負担額に影響することになる。「厚生省保険局国民健康保険課長通知（昭和 60 年 4 月 30 日）」の中に次のようにある。

○国民健康保険における医療費通知の適切な実施について

（昭和 60 年 4 月 30 日）

（保険発第 42 号）

（各都道府県民生主管部（局）長あて厚生省保険局国民健康保険課長通知）

～略～

2 審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者の一部負担金等に過払いが生じることから、保険者の事務量等を勘案しつつ、一部負担金等の額の大きいケースについては、医療費の額の通知に注額を付記すること。また、医療費の額に増額があった場合には、同様に不足が生ずるのでその額を付記すること。

～略～

国保連合会の審査委員会が請求内訳を審査し、保険請求額を確定する。

郡山市は、被保険者負担金が 5,000 円以上増減する場合に医療機関に次の項目を確認する。

- ・再審査請求の有無
- ・被保険者との調整の有無

上記がともに「無」の場合は、「診療報酬の査定に伴う医療費の減額（場合によっては増額）について」を被保険者に通知する。

平成 30 年度は 33 件医療機関に確認し、うち 4 件を被保険者に通知した。

サンプルの中に、3 月の外来で医療費の総額が 131,160 円で 96,900 円減額され、減額後の医療費の額が 34,260 円となった者がいた。自己負担割合は 3 割である。

7 出産育児一時金

平成 30 年度の給付は 235 件で 97,834,624 円であった。

国民健康保険に加入している人が出産した場合、以下の支給を受けることができる。

(関連法規：国民健康保険法 58 条、郡山市国民健康保険条例 6 条、郡山市国民健康保険給付規則 6 条)

産科医療補償制度※	支給金額
対象となる出産	420,000 円
対象とならない出産	404,000 円

(1) 産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償などを目的に創設されたもの。

この制度に加入している医療機関で 22 週以降の出産については、出産育児一時金 404,000 円に当該制度掛金相当分として 16,000 円が加算され、420,000 円の支給になる。

正常分娩における医師の手当は療養の給付等の対象外となっているため、出産自体の費用や、出産前後の健診費用等の経済的負担の軽減を図る目的で支給されている。帝王切開など異常分娩に対しては療養の給付等が行われるが、この場合でも出産育児一時金は支給される。

出産一時金は、被保険者の所得や出産にかかった費用の多寡によらず一律 420,000 円（ないし 404,000 円）が支給される。

(2) 直接支払制度

出産育児一時金の申請・受け取りを被保険者に代わって、医療機関等が行う仕組み。

出産費用は療養の給付等の対象外であるため、一時的に窓口で多額の支払をする必要がある。少子化対策の一環として出産環境の整備といった観点から、2009 年 10 月以降の分娩については、出産育児一時金の請求と受け取りを、被保険者に代わって医療機関等が行う「直接支払制度」が創設された。被保険者は窓口で出産費用と出産育児一時金との差額のみを支払う（出産費用が出産育児一時金の額未満の場合は、差額が還付される）。医療機関側も、患者へ全額を請求する場合と比べて未払のリスクが少なくなる。

なお、この制度を利用するか否かは被保険者の任意である。

(3) 申請・支払手続のチェック

申請時に必要な書類の有無及び支払の状況についてサンプルで 10 件の

チェックを行った。この結果、出産育児一時金の申請・給付手続きにおいて特に問題はなかった。

No.	直接支払 制度の 利用	郡山市への 支給申請額	出産費用	合計	備 考
1	×	404,000 円	324,000 円	—	22 週未満の出産のため 産科医療補償制度 (16,000 円) なし
2	○	14,390 円	405,610 円	420,000 円	出産日は平成 30 年 1 月 29 日であるが、差額申 請は 1 年後の平成 31 年 1 月 30 日にあった。
3	○	112,181 円	307,819 円	420,000 円	
4	○	58,636 円	361,364 円	420,000 円	
5	○	2,090 円	417,910 円	420,000 円	
6	○	132,455 円	271,545 円	404,000 円	22 週未満の出産のため 産科医療補償制度 (16,000 円) なし
7	○	131,830 円	288,170 円	420,000 円	
8	○	55,440 円	364,560 円	420,000 円	
9	○	57,694 円	362,306 円	420,000 円	
10	○	107,181 円	312,819 円	420,000 円	

No.1 について

直接支払制度を利用していないため、被保険者が医療機関に対して 324,000 円の出産費用を支払い、被保険者は出産育児一時金として 404,000 円を郡山市に請求し支払を受けた。

No.2 について

請求できる期間は出産日の翌日から起算して 2 年間となっており、特に問題なし。

8 葬祭費

平成 30 年度の給付は 409 件で 20,450,000 円であった。

国民健康保険に加入している人が死亡した場合、その葬祭執行者は 50,000 円の支給を受けることができる。

ただし、以下①ないし③に該当するときは、以前に加入していた健康保険の対象となる。

- ①社会保険に本人（扶養ではない）として加入していた者が、社会保険資格を喪失して 3 ヶ月以内に死亡したとき
- ②社会保険に本人（扶養ではない）として加入していた者が、資格喪失後の傷病手当金又は出産手当金の継続給付を受けている間に死亡したとき
- ③社会保険に本人（扶養ではない）として加入していた者が、②の継続を受けなくなってから 3 ヶ月以内に死亡したとき

【関連法規：国民健康保険法 58 条、郡山市国民健康保険条例 7 条、郡山市国民健康保険給付規則 7 条】

（申請・支払手続のチェック）

申請時に必要な書類の有無及び支払の状況についてサンプルで 10 件のチェックを行った。この結果、葬祭費の申請・給付手続きにおいて特に問題はなかった。

No.	郡山市への 支給申請書	死亡根拠資料	合計	備考
1	○	葬儀費用請求書	50,000 円	
2	○	死体検案書	50,000 円	
3	○	葬儀日程表	50,000 円	
4	○	死亡診断書	50,000 円	
5	○	死亡診断書	50,000 円	
6	○	葬儀資料	50,000 円	
7	○	死亡診断書	50,000 円	
8	○	葬儀資料	50,000 円	
9	○	葬儀資料	50,000 円	
10	○	葬儀資料	50,000 円	

9 高額療養費

高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額(入院時の食費負担や差額ベッド代は除く)がひと月(月の初めから終わりまで)で上限を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度である。

請求できる期間は診療月の翌月 1 日から 2 年間で、診療月の翌月以降に支払った場合は支払った日の翌日から 2 年間となる。なお、事前申請は申請日の月の初めから適用になる。

国民健康保険法 (高額療養費)

第 57 条の 2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第 56 条第 2 項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第 1 項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。

(1) 高額療養費と入院時期

- ・高額療養費は月毎に限度額が計算される。
- ・高額療養費の事前申請は、申請月の 1 日から適用される。

入院時期と被保険者負担は次のようになる。

例) 手術料の自己負担 1,000,000 円。続けて 7 日入院して退院する場合、入院料の自己負担 1 日 5,000 円とし、被保険者の自己負担限度額月 57,600 円とする。

① 当月に入院し、当月に退院

手術料 1,000,000 円 + 入院料 35,000 円 計 1,035,000 円
1,035,000 円 - 自己負担限度額 57,600 円 = 977,400 円

② 前月末手術し、当月 7 日入院して退院

前 月	1,000,000 円	－	57,600 円	=	942,400 円
当 月	35,000 円	－	35,000 円	=	0 円
	<u>1,035,000 円</u>		<u>92,600 円</u>		<u>942,400 円</u>

同じ手術、入院でも月をまたぐと自己負担額が増え、高額療養費が減る。

月毎に限度額が適用になるため、手術が月末の場合、事前申請できないと自己負担額が増える他に、事後申請や高額療養費貸付制度を利用する必要がある。

(2) 自己負担限度額の概要

【70歳未満のみの世帯】

(A) 表 70歳未満のみの世帯の自己負担限度額

課税所得による世帯区分	自己負担限度額
901万円超	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1% （4回目以降 140,100円）
600万円超 901万円以下	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1% （4回目以降 93,000円）
210万円超 600万円以下	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% （4回目以降 44,400円）
210万円以下	57,600円 （4回目以降 44,400円）
住民税非課税世帯	35,400円 （4回目以降 24,600円）

(※1) 自己負担額の区分は、診療月が1月から7月の場合は前々年の所得、8月から12月の場合は前年の所得を基に判定する。

(※2) 過去12か月間に高額療養費に該当した月が4回以上あった場合には、4回目以降の限度額が変更になる。

高額療養費の算出方法

1. 医療機関発行の領収書を次の手順で分け、高額療養費対象額を算出する。

①国保加入者全員の1か月の領収書を収集

②個人ごと分類

③医療機関ごと分類

④同じ医療機関でも、歯科とその他の診療科に分類

⑤外来と入院に分類

⑥上記、⑤まで分類したものの中で、21,000円以上の領収書を合算する（合算対象額）。

2. 合算対象額を（A）表に当てはめて、自己負担限度額超過分が高額療養費支給額となる。

21,000円以上の領収書が対象とされる。

【70 歳以上のみの世帯（後期高齢者医療制度の被保険者は除く）】

(B) 表 70 歳以上のみの世帯の自己負担限度額（平成 30 年 8 月以降分）

課税所得による世帯区分		自己負担限度額 個人単位：外来のみ	自己負担限度額 世帯単位：外来+入院
現役並み所得者世帯	690 万円以上	252,600 円＋（医療費総額－842,000 円）×1% （4 回目以降 140,100 円）	
	380 万円以上 690 万円未満	167,400 円＋（医療費総額－558,000 円）×1% （4 回目以降 93,000 円）	
	145 万円以上 380 万円未満	80,100 円＋（医療費総額－267,000 円）×1% （4 回目以降 44,400 円）	
一般世帯 （未申告者含む）	145 万円未満	18,000 円 ＜年間限度額 14.4 万円＞	57,600 円 （4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ	8,000 円	15,000 円

(※1) 現役並み所得世帯は、高齢受給者証で負担割合が 3 割と表示されている世帯

(※2) 一般世帯は、住民税課税対象者のいる世帯で、現役並み所得者世帯には該当しない世帯

(※3) 低所得者Ⅰは、公的年金収入が 80 万円以下で、世帯主及び国保加入者全員の各所得の金額がいずれも 0 円の世帯。低所得者Ⅱは、住民税非課税で低所得者Ⅰ以外の世帯

(※4) 過去 12 か月間に高額療養費に該当した月が 4 回以上あった場合には、4 回目以降の限度額が変更になる。

平成 30 年 7 月診察分までは次のとおりであった。

課税所得による世帯区分		自己負担限度額 個人単位：外来のみ	自己負担限度額 世帯単位：外来+入院
現役並み所得者世帯		57,600 円	80,100 円＋（医療費総額－267,000 円）×1% （4 回目以降 44,400 円）
一般世帯 （未申告者含む）	145 万円未満	14,000 円 ＜年間限度額 14.4 万円＞	57,600 円 （4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得Ⅰ		15,000 円

高額療養費の算出方法

1. 医療機関発行の領収書を次の手順で分け、高額療養費対象額を算出する。

①国保加入者全員の 1 か月の領収書を収集

②個人ごと分類

③医療機関ごと分類

④同じ医療機関でも、歯科とその他の診療科に分類

⑤外来と入院に分類

※金額に関わらず全ての領収書を合算することができる

2. 個人ごとの外来分の合計額を（B）表に当てはめて、自己負担限度額超過分が高額療養費支給額となる。

3. 同月中に同一世帯で入院があった場合には、上記2の自己負担額と入院分を合算した額を（B）表に当てはめて、自己負担限度額超過分が高額療養費支給額となる。

4. 2及び3の自己負担限度額超過額の合計額が高額療養費支給額となる。

金額の制限はない。

【70歳以上（後期高齢者医療制度の被保険者は除く）と70歳未満がいる世帯】

高額療養費の算出方法

1. 70歳未満と70歳以上に分ける

2. まず70歳以上の高額療養費を、70歳以上のみの世帯の高額療養費の算出方法によって算出する。

3. 高額療養費に該当する場合は自己負担限度額までの金額、該当しない場合は全ての領収書の高額療養費を、70歳未満のみの世帯の高額療養費の算出に使用する自己負担額と合算する。

4. 3の合算額を（A）表に当てはめて、自己負担限度額超過分が高額療養費支給額となる。

5. 2及び4の自己負担限度超過額の合計額が、世帯全体での高額療養費となる。

※70歳未満の自己負担金で高額療養費が適用できる場合は、同一世帯の70歳以上に係る自己負担金（外来分＋入院分）については、結果的に全て高額療養費の対象額に含めていることにある。

① 自己負担限度額の適用例

○ 70 歳未満のみの世帯 所得：100 万円

	医 療 機 関 等	高額療養費対象
入 院	50,000 円	50,000 円
薬	10,000 円	10,000 円
通 院	20,000 円	
通 院	10,000 円	
通院の薬	10,000 円	
合 計	100,000 円	60,000 円

21,000 円以内

限 度 額	57,600
	2,400

病院の処方箋による薬は一体とみる

○ 70 歳以上のみの世帯 所得：100 万円

	医 療 機 関 等	高額療養費対象
入 院	50,000 円	50,000 円
薬	10,000 円	10,000 円
通 院	20,000 円	20,000 円
通 院	10,000 円	10,000 円
通院の薬	10,000 円	10,000 円
合 計	100,000 円	100,000 円

限 度 額	57,600
	42,400

○ 70 歳以上と 70 歳未満のいる世帯 所得：100 万円

上記 70 歳以上の高額療養費 42,400 円 (A)

70 歳未満の計算は、

70 歳以上の自己負担限度額までの

全額 57,600 円

70 歳未満の 21,000 円以上の

領収書 60,000 円

117,600 円

限度額 57,600 円

60,000 円 (B)

(A+B) 102,400 円

(3) 高額療養費事後申請

【事例】

世帯主：女（後期高齢者 擬制世帯主）

世帯構成員：男（67 歳）

70 歳以上の領収書→該当なし

70 歳未満の領収書→35,400 円 + 16,800 円 + 20,760 円 = 72,960 円

(A) 表にあてはめ→住民税非課税世帯。

自己負担限度額 35,400 円→多数回該当 24,600 円

16,800 円は 21,000 円以下だが、20,760 円の領収書のある医療機関の調剤薬局分である。1 つの医療機関等と見る。

高額療養費合計（選択レセプト分）によると

総医療費	実患者負担分	限度額	高額療養費	現物給付	償還額
460,130 円	72,945 円	24,600 円	48,345 円	65,094 円	48,345 円

現物給付 65,094 円は、高額療養費事前申請分であり、実患者負担分 72,945 円と合計すると 138,039 円となり、総医療費の 3 割である。

領収書の合計は 72,960 円であり、国民健康保険法で被保険者が医療機関に支払うときは 10 円未満の端数があるときは四捨五入するとなっている。この額は限度額を 48,360 円上回っているが、高額療養費の算定の基礎はレセプトから算定した一部負担金となっているため、償還額は 48,345 円となっている。

国民健康保険法

第 42 条の 2 前条第 1 項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。

○ 高額療養費の事前申請制度

国民健康保険高額療養費（事前申請・限度額適用認定）制度の経過は下記のとおりである。

平成 14 年 4 月 1 日	70 歳以上について入院時の高額療養費の現物給付化
平成 19 年 4 月 1 日	70 歳未満について入院時の高額療養費の現物給付化
平成 24 年 4 月 1 日	外来療養について現物給付化

※現物給付化→療養費用を直接負担せず、医療サービスの給付を受けること。

事前申請は、国民健康保険限度額適用認定申請書または限度額適用・標準負担額減額認定申請書を事前に申請しておく、医療機関で高額な診療を受けたときに限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなる。なお、認定申請日の月初めより認定される。

郡山市国民健康保険給付規則の第 12 条の 2 第 3 項によれば、「国民健康保険税を滞納している場合は、当該認定（高額療養費の事前申請）をしない。」とある。

(4) 高額療養費貸付制度

郡山市国民健康保険高額療養費貸付条例によれば次のとおりである。

(目的)

第 1 条 この条例は、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 57 条の 2 に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給を受けることが見込まれる被保険者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、被保険者の療養を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条～第 6 条 省略

(貸付けの対象)

第 7 条 資金の貸付けは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対して行う。ただし、他の法令により、高額療養費の支給に係る療養に要する費用について負担が行われる場合を除く。

- (1) 被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがあること。
- (2) 当該療養に要する費用について、当該被保険者が医療機関等から請求を受けていること。

(貸付額等)

第 8 条 資金の貸付額は、高額療養費の支給見込額の 10 分の 9 以内の額とする。この場合において、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 資金の貸付けは、基金のうち貸付運用が可能な額の範囲内で行うものとする。

(貸付金の利率)

第 9 条 貸付金は、無利子とする。

第 10 条 省略

(貸付けの決定等)

第 11 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、直ちに貸付けの要否及び貸付額を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により貸付けの決定通知を受けた者(以下「借受人」という。)は、次に掲げる事項を市長に委任しなければならない。

(1) 貸付金の受額及び医療機関等への支払に関すること。

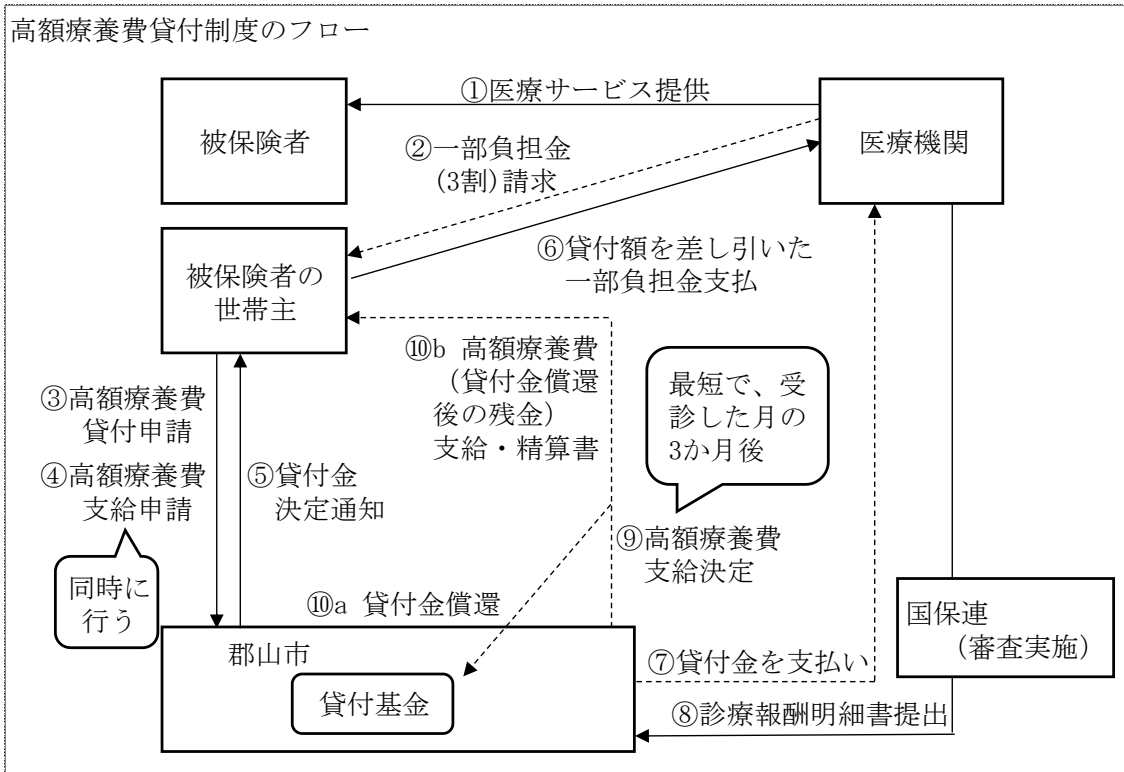
(2) 高額療養費の受領及び貸付金の償還に関すること。

(貸付金の償還期限及び過不足額の調整)

第12条 市長は、貸付金を償還するため高額療養費を受領した日から30日以内に当該高額療養費を貸付金の弁済に充当するものとする。この場合において、当該充当額に過不足が生じたときは、超過額については借受人に交付し、不足額については当該高額療養費を受領した日から1箇月以内に借受人に納付させるものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その期限を更に1箇月延長できるものとする。

第13条～以下省略

高額療養費貸付制度は次のとおりである。



【監査手続】

滞納分を正しく回収しているか国民健康保険課から申請書類等を入手し、滞納保険料の回収状況を確認した。それを国保税収納課の管理状況と一致しているか確認した。

高額貸付精算時の滞納額への充当額調

(単位：円)

No.	未納額合計	高額 貸付 精算	診療月	平成30 年度 回収額	1回	世帯主 所得額	滞納理由	納税 相談	財産 調査
	現年度未納額		充当額		年額	世帯人数		分納 中	差押 実績
	滞納繰越額								
1	74,600	平成30年10月	0	0	1人	無職	○	○	
	19,100								
	55,500								
2	263,661	平成30年4月	24,439	24,439	1人	生活困窮			
	-								
	263,661						24,439		○
3	367,200	平成30年10月	0	0	1人	入院	○	※	
	179,100								
	188,100						0		
4	2,064,716	平成30年12月	141,547	263,330	2人	病気	○	※	
	349,100								
	1,715,616						141,547		※
5	1,008,432	平成30年10月	32,220	289,584	2人	入院、退職	○	○	
	217,500								
	790,932						32,220		○
6	309,427	平成30年9月	15,430	76,020	3人	妻:無職、子:高校生で生活困窮	○		
	213,500								
	95,927						15,430		○
7	1,487,010	平成30年6月	15,105	52,139	2人	生活困窮、配偶者の介護	○	○	
	219,400								
	1,267,610						15,105		
8	539,200	平成30年7月	0	0	1人	借金返済	○	○	
	159,300								
	379,900						0		○
9	255,221	平成30年7月	33,102	102,179	1人	生活困窮		○	
	10,000								
	245,221						33,102		○

(※ 収納課実施)

No.1 とNo.3 は生活困窮のため全額被保険者に支給。

No.8 は金額が 4,584 円と少額のため支給。

その他、滞納繰越額のない被保険者の利用があったが、全額被保険者に支給していた。

これらの回収額は国保税収納課と一致していた。

【意見】

高額療養費貸付制度を利用し、高額療養費と貸付決定額の差が小さければ、借受者に給付すべき金額が小さくなる。金額が小さいので支給した案件があったが、少額の場合であっても滞納税額への充当を促すべきである。

① 費用の減額

No.5 の年額 289,584 円の中に費用額 6,400 円減額されていたものがあった。

男 高額療養費貸付申請書

【当初】

(単位：円)

費用額	一部負担金	自己負担限度額	貸付対象額	貸付決定額
4,586,630	1,375,990	57,600	1,318,390	1,186,000
一部負担金を四捨五入しないと			90%以内 1,000 円未満切捨て	
4,586,630	1,375,989	57,600	1,318,389	1,186,000

132,389 円高額療養費として本人に精算支給する分又は過不足が出た場合の本人請求分

189,989 円窓口支払

【減額後】

国民健康保険高額療養費支給申請書

10 月 22、23 日に 640 点の減点あり (6,400 円)

費用額	一部負担金	自己負担限度額	貸付対象額	貸付決定額
4,580,230	1,374,069	57,600	1,316,469	1,186,000

貸付は 1,186,000 円で決定しているので、高額療養費として本人に精算支給する分又は過不足が出た場合の本人請求分は
 $1,316,469 \text{ 円} - 1,186,000 \text{ 円} = 130,469 \text{ 円}$ としている。

医療機関側は本人負担金 1,920 円 ($6,400 \text{ 円} \times 0.3$) を本人に返済するといっている。

132,389 円回収できると考えたが、費用が減額となって 1,920 円少なくなって 130,469 円の回収となった。

わかりやすく説明を示すと次のようになる。

総医療費 1,000,000 円、自己負担が 3 割、自己負担限度額が 50,000 円とすると、貸付限度額は 225,000 円となる。

【総医療費を 1,000,000 円で申請の場合】

総医療費	実患者負担分	自己負担 限度額	高額療養費 (実患者負担分 －限度額)	貸付決定額
1,000,000 円	300,000 円	50,000 円	250,000 円	225,000 円

総医療費が例のように 500,000 円となった場合に貸付決定額 225,000 円を高額療養費で回収しようとする次のようになる。

例 総医療費が 500,000 円に減少した場合

総医療費	実患者負担分	自己負担限度額	高額療養費 (実患者負担分－限度額)
500,000 円	150,000 円	50,000 円	100,000 円

$$100,000 \text{ 円} - 225,000 \text{ 円} = \blacktriangle 125,000 \text{ 円}$$

市は被保険者から 125,000 円回収し、被保険者は医療機関等より 150,000 円回収する。

総医療費が 1,000,000 円で確定させ、市と医療機関等で調整するとすれば次のようになる。

例の場合：市は医療機関等から 150,000 円回収し、被保険者に 25,000 円、高額療養費は 100,000 円あり、貸付金の回収は 225,000 円となる
(150,000 円 + 100,000 円 - 25,000 円)。

郡山市国民健康保険高額療養費貸付条例第 12 条によると高額療養費で貸付金を弁済することになっていて、高額療養費が増減する場合の予備として高額療養費の約 10%を留保しておくと考えられるが、総医療費が確定していれば滞納のない人は 10 割の貸付ができ、滞納のある人はすぐに納付交渉に入ることができる。

【監査の結果】

給付については概ね適正に事務執行がされているものと認められた。

第5部 徴収について

1 郡山市の保険税に係る徴収概要

- ・郡山市の国民健康保険制度は、保険料ではなく保険税となっている。
- ・保険税の滞納者に対し、保険の給付の面からは短期証や資格証明書の発行や高額療養費の事前申請はできない等の制限がある。
- ・徴収事務については国税徴収法及び地方税法に基づいている。滞納者への督促状の発送や納税相談、財産調査権により財産の調査と差押えを行っている。
- ・滞納すると延滞金がかかり、現在は1か月2.6%だが、それ以降は8.9%となっている。

なお、平成22年から平成25年まではそれぞれ4.3%と14.6%だった。この延滞金は軽減できない。

(1) 時効制度

国民健康保険料の時効期間は2年であるが、保険税は地方税法第18条により時効期間は5年である。

時効の中断という制度があり、滞納者の債務承認や滞納処分による差し押さえをした場合には時効が中断し、この時効の中断の効力は滞納処分の終了または差し押え解除の時まで継続する。

(2) 給与差押え

給料が差し押えされると、雇用主が滞納者に代わって給料から天引きして納付することになる。

(3) 不動産差押え

土地建物の差し押えは登記簿謄本に記載されるので誰でも閲覧できるようになり、滞納者は信用がなくなり生活に影響することもあると考えられるため親族、知人の協力で財産の処分や、金融機関等から借り入れをし、支払う場合がある。

また、平成30年度の滞納者（本税5,133千円延滞税7,846千円）の中に親より相続した自宅を差し押えされている者がいた。平成31年度に処分して完納している。

(4) 世帯主義

国保は世帯を基準としており、国保へ加入していない世帯主（擬制世帯主）であっても滞納すると世帯主の財産が差し押えをうける。

国保税は、1世帯ごとに計算し、世帯主に請求するものであるが、世帯の中には、たとえば、50代の両親（世帯主は父）と20代の息子というように、親子とともに働いている世帯もある。しかし、国保税の請求先は世帯主である。

2 平成 30 年度国民健康保険税収納対策事業

(1) 事業の概要

市の国保税収納課が収納業務を行っている。

概要として平成 30 年度の収納状況を示す。

<収納状況>

	現年度	滞納繰越	合計
調定額	6,039,637 千円	3,228,791 千円	9,268,428 千円
収納額	5,394,076 千円	575,694 千円	5,969,770 千円
不能欠損額	0 千円	248,175 千円	248,175 千円
未収額	645,561 千円	2,404,922 千円	3,050,483 千円
収納率	89.31%	17.83%	64.41%

加入世帯 42,106 世帯（普通世帯主 33,052 世帯、擬制世帯主 9,054 世帯）
滞納世帯 11,646 世帯

(2) 保険税滞納整理特別対策事業

市は、保険税の収納率を高める（滞納を減らすため）対策事業を行っている。対策事業の内容は以下のとおりである。

<保険税滞納整理特別対策事業>

事業名	事業概要	事業期間	対象者	事業効果
所得申告 勧奨による課税適 正化事業	市民課及び国民健康 保険課の勧奨事務終 了後においてもなお 未申告の者に対し、申 告の勧奨及び納付の 催告を実施する。	H30.10.1 ～H31.1.31	未申告者の うち、現年 度保険税に 未納がある もの 503 名 を対象	申告件数 86 件 調定減少額 2,043 千円
資格喪失 届出勧奨 による課 税適正化 事業	厚生年金加入者リス トにより抽出した国 民健康保険被保険者 資格喪失届が未届と 思われる者に対する 届出の勧奨等を行い、 勧奨に応じない者に 対しては、勤務先に対 し、社会保険加入状況 調査を行う	H30.10.1 ～H31.1.31	厚生年金加 入者リスト により未届 と思われる 者 815 名を 対象	資格喪失 届出件数 162 件 調定減少額 15,997 千円

<滞納整理>

督促状で納付がない滞納者へ文書による一斉催告を実施するとともに夜間、休日の納付及び相談窓口を開設した。財産調査の早期着手による債権、

不動産等の差押えをはじめとする滞納処分を実施し、差押可能な財産がない場合、生活状況を勘案し、滞納処分の執行停止を実施した。

平成 30 年度執行停止実績

項目	義務者数（人）	期別数（期）	金額（円）
平成 30 年度分	337	2,341	21,335,900
滞納繰越分	1,124	7,284	93,893,587
合 計	1,461	9,625	115,229,487

（平成 30 年度事務報告書より）

同様に、国保税収納課は納税相談を行っている。相談件数は以下のとおりである。

<催告書発送に伴う納税相談件数等>

催告実施期間	発送件数	納税相談件数	電話件数	納税額
4 月 18 日～2 月 26 日	24,161 件	1,258 件	2,130 件	105,330 千円

※件数は延べ件数

3 徴収業務の手続き及び監査手続き

(1) 納税者の納付状況の確認

納付状況は期ごとに確認する。未納者には納期限後 20 日以内に督促状を送付する（地方税法第 726 条）。

保険税は、年間 9 期分の課税があるが、その全部に滞納した場合、期ごと 9 回の督促状を出す運用になっている。督促状を発した日から 10 日を経過した日まで消滅時効は中断することになる（地方税法第 18 条の 2）。

【監査手続】

滞納金額上位 10 人及び滞納者及び滞納世帯 11,646 世帯より 100 件（合計 17,274 千円）のサンプルを抽出して内容を検討した。

(2) 未納者へ催告書の発送

督促状で納付がない滞納者へ文書による一斉催告を少なくとも年 2 回実施する。

【監査手続】

抽出した 100 件について滞納理由を確認した。第 5 部 4、(3) 参照

若干名、滞納理由が不明の者もいる。手続上催告はするが、市から直接電話連絡をとることは少ないことから、滞納者から相談がなければ接触することが難しいため理由不明となる。所得未申告者であれば、申告勧奨を行っている。

(3) 未納者の財産調査（預金、不動産、保険、給与等）

① 督促又は催告をしても納付がない場合は財産調査を実施する。

② 財産調査の方法

ア 金融機関・保険会社への調査は、主に郡山市内に本店・支店等がある金融機関及び場合によっては県外の金融機関に預金の残高及び入出金明細の照会をかける。入出金明細を確認すると現金収入及び支出の流れが把握でき、給与収入の有無や保険料の納付が把握できる。

イ 保険会社には解約返戻金の有無の照会をかける。

ウ 滞納者が不動産を所有しているかどうかの調査は、固定資産税の課税情報から調べるができる。

エ 滞納者の勤務先が支払う給与の調査。会社は従業員に給与を支払うにあたって源泉徴収している。源泉徴収したかどうかは、会社が市町村に提出する給与支払報告書で調査できる。調査の結果、滞納者が給与を受取っている場合は、会社へ給与等支給金額調等を送付する。

【監査手続】

国保税収納課が適切に財産調査を行っていることを確認した。

(4) 差押え

財産調査の結果、差押えの対象となる資産がある場合は差押えを行う（国税徴収法第 56 条～第 78 条）。

督促状発送日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る国税を完納しないときは、差押えしなければならない（国税徴収法第 47 条）。

督促状又は催告書を送付した後 6 か月以上経過して差押えをする場合には、再度催告してから差押えする（国税徴収法基本通達第 47 条関係－18）。

< 差押件数等 >

差 押 財 産		平成 30 年度	
		差押件数	取立金額
不 動 産		17 件	0
動 産		0 件	0
債 権	預 金	286 件	29,756 千円
	保 険	168 件	17,423 千円
	給 与 等	37 件	10,275 千円
	国税還付金	25 件	1,923 千円
	そ の 他	12 件	554 千円
合 計		545 件	59,931 千円

※ 給与等には年金の差押えが 1 件、継続債権を加えた年金からの取立金額が 1,760 千円含まれている。

< 給与差押え >

給与についても差押えすることができる。しかし、地方税法及び国税徴収法の規定により、差押禁止される金額がある。市は、差押え禁止財産を除いた金額を差押えしている。「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。」（国税徴収法第 76 条）

「次に掲げる金額」とは以下に該当するものである。

- ① 給与所得に係る源泉徴収義務等、その給料等につき徴収される所得税に相当する金額
- ② 地方税法等の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- ③ 健康保険法その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料に相当する金額
- ④ 滞納者に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

- ⑤ その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

この①から⑤の中で、大きな金額は④生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額である。④では「政令で定める額」となっているが、政令である国税徴収法施行規則（34条）によると、「期間1月ごとに10万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他の親族があるときは、これらの者1人につき4万5千円を加算した金額）とする」となっており、1人世帯では10万円である。2人世帯では14万5千円である。

また、⑤では①から④を控除した金額の残額の20%（④の2倍が上限額）も差押え禁止額となる。給与を獲得しているので、生活保護水準よりも滞納者に金銭が残るように配慮している。対面維持費と名称づけている。

< 差押禁止額の算定 >

郡山市では下記表の内容のエクセルシートをホームページ上に開示し、滞納者が勤務する会社が、差押え禁止額を計算可能なように配慮している。

（例示）世帯1名 給与額300,000円の場合、159,000円が差押禁止金額になり、市は141,000円が差押可能となる。

項 目		金額（人数）
入 力 項 目	① 給与計算に係る勤務期間 1ヶ月未満ですか？	いいえ
	② 給与等の月額	300,000 円
	③ 給与等から差し引いている源泉所得税	13,500 円
	④ 給与等から差し引いている特別徴収の住民税額	2,000 円
	⑤ 給与等から差し引いている社会保険料等の額	7,000 円
	⑥ 生計を一にする親族の人数	1 人
I 差押金額計算用の給与月額		300,000 円
差 押 禁 止 金 額	国税徴収法第76条第1項第1号（源泉所得税額）	14,000 円
	国税徴収法第76条第1項第2号（住民税額）	2,000 円
	国税徴収法第76条第1項第3号（社会保険料等）	7,000 円
	国税徴収法第76条第1項第4号（家族数に対する額）※	100,000 円
	国税徴収法第76条第1項第5号（体面維持費）	36,000 円
II 差押禁止額の合計		159,000 円
郡山市役所に支払うべき金額（差押履行額）※ I－II		141,000 円

※国税徴収法第 76 条第 1 項第 4 号（家族数に対する額）

家族数	本人のみ	2 名	3 名	4 名	5 名
金額	100,000 円	145,000 円	190,000 円	235,000 円	280,000 円

世帯が 2 名、3 名と増えることに差押え禁止金額も増える。
 国税徴収法第 76 条第 2 項によると、「給料等に基づき支払いを受けた金銭は、前項第 4 号及び第 5 号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差押えることができない」すなわち、差押禁止額は、法第 76 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる金額の合計額（例えば 150,000 円）に、給料等の支給の基礎となった期間の日数（30 日）のうちに、差押えの日（6 月 10 日）から次の支払日（6 月 30 日）までの日数（20 日）の占める割合（ $20/30$ ）を乗じて計算した金額（ $150,000 \text{ 円} \times 20/30 = 100,000 \text{ 円}$ ）が差押禁止額となる。

平成 30 年度の給与差押執行件数は 36 件、平成 30 年度の年金差押執行件数は 1 件である。

【監査手続】

平成 30 年度におこなった給与差押案件 36 件のうち、1 件を抽出し、差押調書、決裁書等を確認し、規定に沿った手続きで適切な金額を差押えていることを確認した。

抽出案件の滞納者は、差押時点で 70 万円程度の未納金額があったが、平成 30 年 10 月以降の給与から毎月 4 万円から 5 万円を差押え、毎月徴収することで、合計 50 万円強の金額を徴収することができた。

<年金の差押え>

給与に差押え禁止額があるように社会保険制度（主に年金）に基づく給付にも差押禁止される額がある（国税徴収法第 77 条）。その計算は、給与の差押えを行う場合と同様である。

国税徴収法第 77 条では「社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と・・・（省略）・・・みなして、前条の規定を適用する」となっている。

<給与が振り込まれる預金口座の差押え>

給与差押えではないが、給与が入る口座を預金の差し押さえとして行う場合もある。

しかし、この場合も、滞納者の生活の維持観点から生活困窮に至る差押えをすることは望ましくない。

【監査手続】

市の差押に関する方針についてヒアリングした。

市担当者によると、市は、財産調査した結果、差押可能な預金等があることが判明すれば、差押しなければならぬ。給与差押は、勤務会社へ負担をかけるとともに、滞納者が滞納しているとの連絡が行き、社内での立場に影響を与える可能性があるため優先度は低い。なお、給与照会は預金調査などの財産調査の一環として行われる。

(5) 強制徴収

差押えた財産を市が換価する。滞納している市税や保険税の納付期限が早く到来するものから充当する。市税の納期限が早く到来する場合は保険税に充当されないこともある。

(6) 滞納処分 of 執行停止

保険税に滞納があれば滞納処分しなければならないが、滞納者の財産調査等を行い滞納処分すべき財産がないとき、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれのあるとき、滞納者の所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときには、市の判定により滞納処分の執行停止を決定する。(地方税法第 15 条の 7 第 1 項)

ただし、滞納処分の執行停止は滞納者の申請に基づかずに市が職権で行うことから、滞納者は、滞納処分の停止を受けないことについて不服申立てまたは訴えを提起することができない。

なお、執行停止後であっても財産調査等により滞納処分すべき財産が発見された場合は、執行停止を取り消して滞納処分を行う。

(7) 欠損処分

差押してもなお未納額が残り、他に差押えする財産がない場合や、そもそも差押財産がない場合には、時効中断して半永久的に管理することは非効率であるから、いずれ回収不能と判断して、執行停止処分した債権等は時効により消滅することとなる。

欠損処分とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう。欠損処分は、債権が消滅時効等により徴収が不能又は著しく困難になったときに行われる。欠損処分をするということは、市が法的に、滞納者に対して請求しない（法律上できない）ことを意味する。

【監査手続】

欠損処分について、国保税収納課内保管の稟議書等の証憑を確認した。サンプル 100 件の内、6 件が執行停止、26 件について欠損処分が実施されていた。

市は、滞納者の財産調査をしているが、財産が無い者もいる。若年、壮年の者であれば労働者として賃金を得ることができるが、高齢者の場合は、年齢を重ねるにつれ賃金を得ることが難しくなってくる。そのような者は、事実上回収が不可能であるため、財産調査等を行い差押え可能財産がないことを確認

したうえ、執行停止の処分を行う。

たとえば、時効が中断せず、時効期間 5 年が過ぎてしまう場合がある。

時効が経過してしまうのは、債権回収する部署にとっては残念なことではあるが、上記のように、回収可能性のほとんどない債権を時効中断させて長年管理すること（特に少額の債権）も不経済であるため、時効後に欠損処分を行うことになる。

確かに、時効中断の処理を行なうことが債権回収の方法であり、差押えや債務承認がその具体的方法である。しかし、差押える財産が無い場合や、所在不明の場合は債務承認されない。この場合、時効期間 5 年を経過する債権も発生してしまう。

欠損処分をするということは、市が正式に、滞納者に対して請求できないことを意味する。その金額は、可能な限り少額であるべきだ。しかし、平成 30 年度は欠損額合計で 248, 174, 586 円あった。

(8) その他

100 件サンプルの中で特徴的なものについて報告する。

<特徴的なサンプル>

①サンプル番号 42 A 氏

A 氏は、総所得 5, 755, 340 円にもあるにも関わらず、480, 000 円の保険税を未納していた。市とは、分納するとの約束であったが、A 氏は分納を認めるほどでもないくらいの収入があるのではないかと推察される。

A 氏は、滞納理由を「自営（独立）に伴う収入減少」というが、総所得 5, 755, 340 円のうち給与所得は 2, 450, 000 円であり約 3, 300, 000 円は、給与所得ではない。

安易に分納を認めず、一括で支払うようにさせなければならない案件であったと考える。

なお、A 氏は納付意識が高く、月 80, 000 円の分納約束をほぼ守っており、令和 2 年 4 月までには完納が見込まれる。

②サンプル番号 16 B 氏

平成 31 年 3 月 31 日で欠損処分を行っている。時効期間が経過した平成 26 年 3 月 31 日以前の保険税滞納金額 2, 200 円について欠損処分を行った。

ただし、本税ではなく延滞金である。延滞金は調定されていないので、厳密には欠損処分ではないが欠損処分と同様の手続きを取っている。

B 氏は、平成 29 年 11 月末時点では約 900, 000 円の銀行預金を有していた。

当該預金を差押えればよかったとも思えるが、市は差し押さえをしていない。自営業で、高齢であるため収入が減少しており、預金の差し押さえをすると、事業に影響がでるからである。

B 氏とは、分納して納めてもらうことを約束していた。

分納約束の通りに支払いを受けていれば、債務承認に該当するため時効の

中断になるはずであった。

それでも、時効により消滅した理由は、本税ではなく、延滞金であったため、分納された金額を優先的には弁済にあてていなかったためである。

なお、分納の約束は債務承認にはなる。しかし、本件では簡易な様式でしか書面を交わしておらず、確約書を取っていなかったため債務承認にはならなかったので時効の中断もなかった。

担当課によると、平成 25 年 4 期分の延滞金 2,200 円が徴収できずに時効となり欠損処分となったことは事実であり、時効中断の措置を行っていれば徴収可能であった。

なお、同じ平成 25 年 2・3・5・6・7 期の延滞金については平成 30 年度中に徴収済みであり時効とはならなかった。これは、4 期以外の本税の一部または全部が窓口納付により時効中断の要件を満たしていたためであった。

このため 4 期延滞金の時効消滅及び不能欠損については、担当職員が分納の債権管理を誤り、4 期も他の期別と同様に窓口納付で時効中断しているものと思い込み、確約書を取らなくとも延滞金を時効消滅前に徴収できると考えたために発生したものと考えているとのことであった。

【指摘事項】

時効の要件を十分理解し、徴収できるのに時効となり欠損処分することにならないよう周知徹底させるべきである。

4 滞納

(1) 保険税滞納額上位案件

市の保険税滞納額の上位 10 件について、内容を確認した。なお、No.3 の案件（滞納額約 13 百万円）は、市が不動産を差し押さえていたが、平成 31 年度に不動産を売却し完納されている。

残り案件は現在分納管理となっている。

<保険税滞納額上位 10 件>

(単位：千円)

No.	年齢	未納本税	H30 年度 世帯主 所得額	滞納理由
	世帯 人数	延滞金 未納合計		
1	50 代	6,859	3,837	納付意識の欠如 子供の学費ローン優先 仕事関係支払優先
	7 人	4,269		
		11,129		
2	70 代	5,265	0	納付意識の欠如 経営不振
	6 人	3,953		
		9,218		
3	60 代	5,133	1,640	納付意識の欠如 住宅ローン返済優先 (不動産売却で令和元年 7 月完納)
	2 人	7,846		
		12,979		
4	50 代	4,895	7,363	納付意識の欠如 以前の勤務先とのトラブル
	4 人	7,069		
		11,964		
5	30 代	4,291	0	名目だけ会社代表とされ納税義務を負った (国税局等とも協議)
	3 人	1,467		
		5,758		
6	40 代	4,030	6,307	納付意識の欠如 家族の病気入院等 (一括納付予定)
	6 人	1,492		
		5,522		
7	50 代	3,849	3,117	納付意識の欠如 住宅ローン返済優先 収入源が主に本人のみ
	5 人	2,750		
		6,600		
8	70 代	3,909	709	納付意識の欠如 住宅ローン返済優先 妻の病で別居し生活費増
	2 人	3,547		
		7,457		
9	60 代	3,891	2,476	納付意識の欠如 家族の病 不動産経営の不振 不動産の処分不調 (貸付金融機関が検討)
	5 人	1,708		
		5,600		
10	40 代	3,802	3,053	納付意識の欠如 住宅ローン返済優先 H30 勤務先倒産
	4 人	4,833		
		8,636		

保険税滞納上位 10 件の徴収事務

No.	納税相談	分納管理	財産調査	差押実績
1	H30. 2	H30. 8 不履行通知 H30 分納 2 回	H31. 1 預金 H31. 1 売掛金 H31. 3 ネットバンク	H29. 12 損害保険 H22. 11 生命保険
2	H31. 1	H30. 3 分納誓約 H30 分納 1 回	R1. 6、H31. 1 預金 R1. 7 メガバンク	H23. 10 他不動産
3	H30. 11 、 12		H30. 9 生命保険 H30. 4 預金	H12. 12 他不動産
4	H30. 6	H29. 12. 12 まで分納	H31. 1 預金 H30. 10 生命保険 H30. 9 ゆうちょ	R1. 8 不動産 H30. 6 売掛金 H25. 8 給与
5	H30. 4	H30 分納 9 回	H29. 10 預金 H29. 10 メガバンク H29. 11 生命保険	H27. 7 預金 H22. 3 売掛金
6	H31. 2、3	H30 分納 2 回	H31. 3 預金 H30. 12 生命保険	H23. 11 不動産
7	H31. 1	H30 分納 3 回	H31. 1 給与 H30. 6 預金	H29. 6 生命保険 H27. 6 他預金 H20. 8 他不動産
8	H30. 4	H30 分納 1 回	H30. 8 預金 H29. 5 生命保険 H29. 5 ゆうちょ	H31. 5 他預金 H25. 7 他不動産
9	H28. 3	H30. 2 まで分納	H31. 4 預金 H31. 1 ゆうちょ H30. 8 ネットバンク	H29. 3 預金 H21. 10 不動産
10	H30. 7	H30 分納 7 回	H31. 4 預金 R1. 5 生命保険	H30. 4 他国税還付金 H28. 4 生命保険 H18. 5 他不動産

ある程度所得がある者もいるが、納付意識の欠如による理由で未納となっているものが多い。滞納が長期間になると延滞金（地方税法第 723 条に基づく）が本税を超える。調査の結果、資産があれば差し押さえられることになり、滞納者にとっては大きな負担となる。

(2) 延滞金

保険税を滞納すると延滞金が発生する。延滞金は地方税法により下記のとおり高率であり、滞納処分の執行停止が適用されない限り消滅しない。

延滞金自体には利息は発生しないものの、滞納すると財産の差し押えに至る場合もあるため本税完納後にもれなく支払うように指導すべきである。

延滞金割合の推移

適用する率の期間	延滞金	
	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から 令和元年12月31日まで	2.6%	8.9%

延滞金の計算例（滞納元本100,000円 滞納期間5年 平成26年4月1日から平成31年3月31日の場合）

計算期間	日数	延滞税割合	延滞税の金額（円）
平成26年4月1日から 平成26年4月30日まで	30日	2.9%	238
平成26年5月1日から 平成26年12月31日まで	245日	9.2%	6,175
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	731日	9.1%	18,225
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	275日	9.0%	9,000
平成30年1月1日から 令和元年12月31日まで	365日	8.9%	11,095
合計	1,826日		44,733

国税徴収法は納期限から1か月を経過した日以降の期間の延滞金が高くなる。

(3) 主な滞納原因

滞納者 100 件のサンプルから主な滞納理由を集計した。

滞納理由	率
低所得者等	25%
収入不安定等	15%
納付意識の希薄・欠如	11%
病気等	8%
滞納漏れ・返済済み	7%
教育費・借金優先	6%
離職	2%
死亡・逮捕	2%
生活保護開始	1%
所在不明	23%

滞納原因は複合的な要因が重なった結果である場合が多い。

上記表をみると、主な滞納理由の多くが低所得等による経済的困窮である。また、納付意識の希薄等も滞納理由となる場合が多い。

不明（所在不明含む）については、市から滞納者への連絡は督促状・催告書等の郵便物が主体であり、通常はその後滞納者から納税相談や問い合わせがあるので原因の調査ができるが、全く連絡の取れない滞納者も一部おり、この場合原因の調査はできない。

【監査の結果】

保険税の徴収については、調査の過程で次のとおり、今後の事務処理上、改善又は留意すべき点が認められたため、必要な措置を講じられたい。

【意見】

分納誓約と差押え

サンプル 100 件中、未納者と市で分納の合意をしている案件が、40 件程度あった。分納は、短期間で完納の見込みがあるなら、簡易様式である「国民健康保険税・市税等を分納される方へ」（複写式）という書面を記入してもらい、それ以外の分納の場合は、確約書（滞納市税等の承認及び納付計画書）を記入してもらう。

現実として、滞納者が分納の約束をしたからといって、その約束通りに分納されるとは限らない。滞納者の経済状況の変化により、分納金額であっても支払いが滞る者がいる。民間であれば、分納の約束が守れない場合は、未納残額全額を一括請求するのが一般的である（期限の利益喪失）。

しかし、市では、財産調査やヒアリングをして、未納者の経済状況を把握しているため、一括請求したとしても回収できないことを認識している。継続的に面談を行い、分納誓約を更改して、新たな分納金の納付をしてもらうし

か方法がないとのことであった。何度も分納金額を更改する場合がある。あまりに回数の多い分納は、適切に納付している市民と比較すると公平ではないという意見もあるであろう。

市としては、差押えは、未納者の生活に大きな影響を与える場合がある（特に、給与差押えは、未納者の勤務先に連絡がいくため、未納している事実が勤務先に明らかになってしまう）ことから、預金や不動産等差押える財産がない滞納者が分納をしたいと申し出ると、分納を認めることが多い。しかし、分納を申し出る中には、必ずしも、「分納でなければ払えない」という状況ではない者もいるであろう。また、分納を約束しておきながら、その後、臨時収入が入り生活に余裕ができる者もいるであろう。市は、滞納者に換価可能な財産あることが判明した場合、差押えを行っている。財産が判明した場合は積極的に差押えを行うべきである。